官報
（号外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔その他告示〕
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（財務）　一
○国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（同）　八
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示（同）　九
〔官庁報告〕
官庁事項
米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針の変更について（農林水産省）　一一
〔公　告〕
裁判所
破産、免責、再生関係
諸事項　一五
特殊法人等
年金積立金管理運用独立行政法人令和六事業年度財務諸表、企業年金基金解散関係　四
地方公共団体
教育職員免許状失効・取上げ処分、行旅死亡人関係　五
会社その他
会社決算公告　六

## その他告示

### ○財務省告示第二百六十号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、令和七年九月一日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和七年十月九日　　財務大臣　扇藤　勝信

1　名称及び記号　利付国庫債券（２年）（第476回）

2　発行の根拠法律及びその条項　財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律（平成24年法律第101号）第３条第１項並びに特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項及び第62条第１項

3　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

4　発行方法　価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ｉ非価格競争入札発行」という。）

5　募入決定の方法　各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。

(1)　価格競争入札発行　各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。

6　発行額

(1)　価格競争入札発行　額面金額で2,039,600,000,000円

(2)　国債市場特別参加者・第Ｉ非価格競争入札発行　うち、財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律第３条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で473,559,450,000円、特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で1,304,228,850,000円、同法第62条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で261,811,700,000円

7　払込金額

(1)　価格競争入札発行　特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で560,200,000,000円

(2)　国債市場特別参加者・第Ｉ非価格競争入札発行　2,041,066,035,000円

(2)　国債市場特別参加者・第Ｉ非価格競争入札発行　560,603,344,000円

8　最低額面金額　50,000円

9　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

10　発行日　令和７年９月１日

11　発行価格

(1)　価格競争入札発行　額面金額100円につき100円５銭以上のそれぞれの応募価格

(2)　国債市場特別参加者・第Ｉ非価格競争入札発行　額面金額100円につき100円７銭２厘

| | |
|---|---|
| 12　利　　率 | 年0.9％ |
| 13　初　期　利　子 | 令和８年３月１日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第15号において規定する期日について同じ。）。<br>額面金額×$\frac{0.9}{100}$×$\frac{1}{2}$ |
| 14　第２期以後の利子 | 毎年３月１日及び９月１日を支払期とし、各支払期において、その日以前６月間に属する利子を支払う。 |
| 15　償　還　期　限 | 令和９年９月１日 |
| 16　償　還　金　額 | 額面金額100円につき100円 |
| 17　元利金支払場所 | 日本銀行 |
| 18　入　札　参　加　者 | 財務大臣から通知を受けた者 |
| 19　払　込　期　日 | 令和７年９月１日 |

**○財務省告示第二百六十二号**

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、令和七年九月十一日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和七年十月九日

財務大臣　加藤　勝信

| | |
|---|---|
| 1　名称及び記号 | 利付国庫債券（５年）(第180回) |
| 2　発行の根拠法律及びその条項 | 特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項及び第62条第１項 |
| 3　振替法の適用等 | 社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。 |
| 4　発　行　方　法 | 価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募入の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均して得られる価格をその発行価格とするものによる発行（以下「非競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札の募入の決定をした後に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行」という。） |
| 5　募入決定の方法 | |
| (1)　価格競争入札発行 | 各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。 |
| (2)　非競争入札発行 | 各申込みの応募額を案分により割り当てる。 |
| (3)　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行 | 各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。 |
| 6　発　　行　　額 | |
| (1)　価格競争入札発行 | 額面金額で1,895,500,000,000円<br>うち、特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で1,325,965,700,000円、同法第62条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で569,534,300,000円 |
| (2)　非競争入札発行 | 特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で66,000,000円 |
| (3)　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行 | 特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で504,100,000,000円 |
| (4)　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行 | 特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で185,300,000,000円 |
| 7　払　込　金　額 | |
| (1)　価格競争入札発行 | 1,893,702,890,000円 |
| (2)　非競争入札発行 | 65,940,600円 |
| (3)　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行 | 503,646,310,000円 |
| (4)　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行 | 185,133,230,000円 |
| 8　最低額面金額 | 50,000円 |
| 9　振　替　単　位 | 振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。 |
| 10　発　　行　　日 | 令和７年９月11日 |
| 11　発　行　価　格 | |
| (1)　価格競争入札発行 | 額面金額100円につき99円88銭以上のそれぞれの応募価格 |
| (2)　非競争入札発行、国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行 | 額面金額100円につき99円91銭 |
| 12　利　　率 | 年1.1％ |
| 13　経過利子の払込み | 募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第20号に規定する期日に払い込むものとする。<br>額面金額の総額×$\frac{1.1}{100}$×$\frac{83}{365}$ |
| 14　初　期　利　子 | 令和７年12月20日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第16号において規定する期日について同じ。）。<br>額面金額×$\frac{1.1}{100}$×$\frac{1}{2}$ |
| 15　第２期以後の利子 | 毎年６月20日及び12月20日を支払期とし、各支払期において、その日以前６月間に属する利子を支払う。 |
| 16　償　還　期　限 | 令和12年６月20日 |
| 17　償　還　金　額 | 額面金額100円につき100円 |
| 18　元利金支払場所 | 日本銀行 |
| 19　入　札　参　加　者 | 財務大臣から通知を受けた者 |
| 20　払　込　期　日 | 令和７年９月11日 |

**○財務省告示第二百六十二号**

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、令和七年九月二日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和七年十月九日　　財務大臣　加藤　勝信

| | |
|---|---|
| 1　名称及び記号 | 利付国庫債券（10年）（第379回） |
| 2　発行の根拠法律及びその条項 | 財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律（平成24年法律第101号）第３条第１項並びに特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項及び第62条第１項 |
| 3　振替法の適用等 | 社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。 |
| 4　発行方法 | 価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募入の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均して得られる価格をその発行価格とするものによる発行（以下「非競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札の募入の決定をした後に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行」という。） |
| 5　募入決定の方法 | |
| ⑴　価格競争入札発行 | 各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。 |
| ⑵　非競争入札発行 | 各申込みの応募額を案分により割り当てる。 |
| ⑶　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行 | 各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。 |
| 6　発行額 | |
| ⑴　価格競争入札発行 | 額面金額で2,020,600,000,000円<br>うち、財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律第３条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で398,786,650,000円、特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で780,827,800,000円、同法第62条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で840,985,550,000円 |
| ⑵　非競争入札発行 | 特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で357,000,000円 |
| ⑶　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行 | 特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で578,900,000,000円 |
| ⑷　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行 | 特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で125,600,000,000円 |
| 7　払込金額 | |
| ⑴　価格競争入札発行 | 2,001,416,410,000円 |
| ⑵　非競争入札発行 | 353,608,500円 |
| ⑶　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行 | 573,400,450,000円 |
| ⑷　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行 | 124,406,800,000円 |
| 8　最低額面金額 | 50,000円 |
| 9　振替単位 | 振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。 |
| 10　発行日 | 令和７年９月３日 |
| 11　発行価格 | |
| ⑴　価格競争入札発行 | 額面金額100円につき98円99銭以上のそれぞれの応募価格 |
| ⑵　非競争入札発行、国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行 | 額面金額100円につき99円５銭 |
| 12　利率 | 年1.5％ |
| 13　経過利子の払込み | 募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第20号に規定する期日に払い込むものとする。<br>額面金額の総額×$\frac{1.5}{100}$×$\frac{75}{365}$ |
| 14　初期利子 | 令和７年12月20日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第16号において規定する期日について同じ。）。<br>額面金額×$\frac{1.5}{100}$×$\frac{1}{2}$ |
| 15　第２期以後の利子 | 毎年６月20日及び12月20日を支払期とし、各支払期において、その日以前６月間に属する利子を支払う。 |
| 16　償還期限 | 令和17年６月20日 |
| 17　償還金額 | 額面金額100円につき100円 |
| 18　元利金支払場所 | 日本銀行 |
| 19　入札参加者 | 財務大臣から通知を受けた者 |
| 20　払込期日 | 令和７年９月３日 |

**○財務省告示第二百六十三号**

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、令和七年九月十八日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和七年十月九日　　財務大臣　加藤　勝信

| | |
|---|---|
| 1　名称及び記号 | 利付国庫債券（20年）（第193回） |
| 2　発行の根拠法律及びその条項 | 財政法（昭和22年法律第34号）第４条第１項及び特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項 |
| 3　振替法の適用等 | 社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。 |

| | |
|---|---|
| 4　発　行　方　法 | 価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札の募入の決定をした後に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行」という。） |
| 5　募入決定の方法 | |
| ⑴　価格競争入札発行 | 各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。 |
| ⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行 | 各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。 |
| 6　発　行　額 | |
| ⑴　価格競争入札発行 | 額面金額で614,900,000,000円<br>うち、財政法第４条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で193,884,700,000円、特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で421,015,300,000円 |
| ⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行 | 特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で184,600,000,000円 |
| ⑶　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行 | 特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で61,000,000,000円 |
| 7　払　込　金　額 | |
| ⑴　価格競争入札発行 | 602,573,100,000円 |
| ⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行 | 180,908,000,000円 |
| ⑶　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行 | 59,780,000,000円 |
| 8　最低額面金額 | 50,000円 |
| 9　振　替　単　位 | 振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。 |
| 10　発　行　日 | 令和７年９月18日 |
| 11　発　行　価　格 | |
| ⑴　価格競争入札発行 | 額面金額100円につき97円90銭以上のそれぞれの応募価格 |
| ⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行 | 額面金額100円につき98円 |
| 12　利　率 | 年2.5％ |
| 13　経過利子の払込み | 募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第20号に規定する期日に払い込むものとする。<br>額面金額の総額×$\frac{2.5}{100}$×$\frac{90}{365}$ |
| 14　初　期　利　子 | 令和７年12月20日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第16号において規定する期日について同じ。）。<br>額面金額×$\frac{2.5}{100}$×$\frac{1}{2}$ |
| 15　第２期以後の利子 | 毎年６月20日及び12月20日を支払期とし、各支払期において、その日以前６月間に属する利子を支払う。 |
| 16　償　還　期　限 | 令和27年６月20日 |
| 17　償　還　金　額 | 額面金額100円につき100円 |
| 18　元利金支払場所 | 日本銀行 |
| 19　入　札　参　加　者 | 財務大臣から通知を受けた者 |
| 20　払　込　期　日 | 令和７年９月18日 |

**○財務省告示第二百七十四号**

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、令和七年九月五日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和七年十月九日　　財務大臣　加藤　勝信

| | |
|---|---|
| 1　名称及び記号 | 利付国庫債券（30年）（第87回） |
| 2　発行の根拠法律及びその条項 | 財政法（昭和22年法律第34号）第４条第１項及び特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項 |
| 3　振替法の適用等 | 社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。 |
| 4　発　行　方　法 | 価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札の募入の決定をした後に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行」という。） |
| 5　募入決定の方法 | |
| ⑴　価格競争入札発行 | 各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。 |
| ⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行 | 各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。 |
| 6　発　行　額 | |
| ⑴　価格競争入札発行 | 額面金額で530,600,000,000円<br>うち、財政法第４条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で333,416,700,000円、特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で197,183,300,000円 |
| ⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行 | 特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で168,900,000,000円 |
| ⑶　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行 | 特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で62,100,000,000円 |

| | |
|---|---|
| 7　払込金額 | |
| ⑴　価格競争入札発行 | 493,329,050,000円 |
| ⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行 | 157,043,220,000円 |
| ⑶　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行 | 57,740,580,000円 |
| 8　最低額面金額 | 50,000円 |
| 9　振替単位 | 振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。 |
| 10　発行日 | 令和７年９月５日 |
| 11　発行価格 | |
| ⑴　価格競争入札発行 | 額面金額100円につき92円80銭以上のそれぞれの応募価格 |
| ⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行 | 額面金額100円につき92円98銭 |
| 12　利率 | 年2.8％ |
| 13　経過利子の払込み | 募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第20号に規定する期日に払い込むものとする。<br>額面金額の総額×$\frac{2.8}{100}$×$\frac{77}{365}$ |
| 14　初期利子 | 令和７年12月20日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第16号において規定する期日について同じ。）。<br>額面金額×$\frac{2.8}{100}$×$\frac{1}{2}$ |
| 15　第２期以後の利子 | 毎年６月20日及び12月20日を支払期とし、各支払期において、その日以前６月間に属する利子を支払う。 |
| 16　償還期限 | 令和37年６月20日 |
| 17　償還金額 | 額面金額100円につき100円 |
| 18　元利金支払場所 | 日本銀行 |
| 19　入札参加者 | 財務大臣から通知を受けた者 |
| 20　払込期日 | 令和７年９月５日 |

**○財務省告示第二百六十五号**

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、令和七年九月二十六日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和七年十月九日

財務大臣　加藤　勝信

| | |
|---|---|
| 1　名称及び記号 | 利付国庫債券（40年）（第18回） |
| 2　発行の根拠法律及びその条項 | 財政法（昭和22年法律第34号）第４条第１項及び特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項 |
| 3　振替法の適用等 | 社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。 |
| 4　発行方法 | 利回りを競争に付して行われる入札（以下「利回り競争入札」という。）による発行（以下「利回り競争入札発行」という。）及び利回り競争入札の募入の決定をした後に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行」という。） |
| 5　募入決定の方法 | |
| ⑴　利回り競争入札発行 | 各申込みのうち応募利回りの低いものからその応募額を順次割り当てる。 |
| ⑵　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行 | 各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。 |
| 6　発行額 | |
| ⑴　利回り競争入札発行 | 額面金額で399,400,000,000円<br>うち、財政法第４条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で209,205,000,000円、特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で190,195,000,000円 |
| ⑵　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行 | 特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で32,600,000,000円 |
| 7　払込金額 | |
| ⑴　利回り競争入札発行 | 381,826,400,000円 |
| ⑵　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行 | 31,165,600,000円 |
| 8　最低額面金額 | 50,000円 |
| 9　振替単位 | 振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。 |
| 10　発行日 | 令和７年９月26日 |
| 11　発行価格 | 額面金額100円につき95円60銭 |
| 12　利率 | 年3.1％ |
| 13　経過利子の払込み | 募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第20号に規定する期日に払い込むものとする。<br>額面金額の総額×$\frac{3.1}{100}$×$\frac{6}{365}$ |
| 14　初期利子 | 令和８年３月20日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第16号において規定する期日について同じ。）。<br>額面金額×$\frac{3.1}{100}$×$\frac{1}{2}$ |
| 15　第２期以後の利子 | 毎年３月20日及び９月20日を支払期とし、各支払期において、その日以前６月間に属する利子を支払う。 |
| 16　償還期限 | 令和47年３月20日 |
| 17　償還金額 | 額面金額100円につき100円 |
| 18　元利金支払場所 | 日本銀行 |
| 19　入札参加者 | 財務大臣から通知を受けた者 |
| 20　払込期日 | 令和７年９月26日 |

○財務省告示第二百六十六号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、令和七年九月九日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和七年十月九日

財務大臣　加藤　勝信

| | | |
|---|---|---|
| 1 | 名称及び記号 | 利付国庫債券（２年）（第464回、第466回及び第469回）、利付国庫債券（５年）（第151回、第153回、第154回、第155回、第156回及び第157回）、利付国庫債券（10年）（第345回、第347回、第349回、第350回、第351回、第352回、第353回、第355回、第356回、第357回、第358回及び第359回）及び利付国庫債券（20年）（第91回、第93回、第94回、第95回、第96回、第97回、第98回、第99回、第101回、第102回、第103回、第109回、第110回、第111回、第114回、第116回、第118回及び第119回） |
| 2 | 発行の根拠法律及びその条項 | 特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項 |
| 3 | 振替法の適用等 | 社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。 |
| 4 | 発行方法 | 利回り格差（第17号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入札による発行 |
| 5 | 募入決定の方法 | 各申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次割り当てる。 |
| 6 | 発行額 | 額面金額で599,000,000,000円<br>内訳（別表のとおり） |
| 7 | 払込金額 | 597,244,652,000円 |
| 8 | 最低額面金額 | 50,000円 |
| 9 | 振替単位 | 振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。 |
| 10 | 発行日 | 令和７年９月９日 |
| 11 | 発行価格 | 発行対象国債ごとに、額面金額100円につき、次の算式により算出した金額<br>$\dfrac{100+\text{表面利率}\times\text{残存年数}}{1+\left(\dfrac{\text{第17号に規定する利回り}+\text{募入利回り格差}}{100}\right)\times\text{残存年数}}$ |
| 12 | 利率 | （別表のとおり） |
| 13 | 経過利子の払込み | 募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を払込期日に払い込むものとする。<br>各発行対象国債の額面金額の総額×各発行対象国債の利率／100×各発行対象国債の前利子支払期日の翌日から第10号に規定する発行日までの経過日数（利子支払期日が発行日と同日になる場合には、零。）／365 |
| 14 | 利子 | 第10号に規定する発行日後の各発行対象国債の支払期を支払期とし、各支払期において、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（償還期限について同じ。）。<br>$\text{各発行対象国債の額面金額}\times\dfrac{\text{各発行対象国債の利率}}{100}\times\dfrac{1}{2}$ |
| 15 | 償還期限 | （別表のとおり） |
| 16 | 償還金額 | 額面金額100円につき100円 |
| 17 | 入札の基準とする各発行対象国債の利回り | 銘柄毎の基準利回は、令和７年９月８日付で日本証券業協会が発表した公社債店頭売買参考統計値表に掲載された平均値の単利利回りとする。 |
| 18 | 元利金支払場所 | 日本銀行 |
| 19 | 入札参加者 | 財務大臣から通知を受けた者 |
| 20 | 払込期日 | 令和７年９月９日 |

（別表）

| 名称及び記号 | 利率（年） | 償還期限 | 発行額（額面金額） |
|---|---|---|---|
| 利付国庫債券（２年）（第464回） | 0.4％ | 令和８年９月１日 | 43,000,000,000円 |
| 利付国庫債券（２年）（第466回） | 0.5％ | 令和８年11月１日 | 30,200,000,000円 |
| 利付国庫債券（２年）（第469回） | 0.7％ | 令和９年２月１日 | 2,300,000,000円 |
| 利付国庫債券（５年）（第151回） | 0.005％ | 令和９年３月20日 | 111,800,000,000円 |
| 利付国庫債券（５年）（第153回） | 0.005％ | 令和９年６月20日 | 36,900,000,000円 |
| 利付国庫債券（５年）（第154回） | 0.1％ | 令和９年９月20日 | 5,200,000,000円 |
| 利付国庫債券（５年）（第155回） | 0.3％ | 令和９年12月20日 | 13,700,000,000円 |
| 利付国庫債券（５年）（第156回） | 0.2％ | 令和９年12月20日 | 31,500,000,000円 |
| 利付国庫債券（５年）（第157回） | 0.2％ | 令和10年３月20日 | 3,000,000,000円 |
| 利付国庫債券（10年）（第345回） | 0.1％ | 令和８年12月20日 | 100,000,000円 |
| 利付国庫債券（10年）（第347回） | 0.1％ | 令和９年６月20日 | 21,500,000,000円 |
| 利付国庫債券（10年）（第349回） | 0.1％ | 令和９年12月20日 | 6,900,000,000円 |
| 利付国庫債券（10年）（第350回） | 0.1％ | 令和10年３月20日 | 3,400,000,000円 |
| 利付国庫債券（10年）（第351回） | 0.1％ | 令和10年６月20日 | 8,000,000,000円 |
| 利付国庫債券（10年）（第352回） | 0.1％ | 令和10年９月20日 | 5,200,000,000円 |
| 利付国庫債券（10年）（第353回） | 0.1％ | 令和10年12月20日 | 3,200,000,000円 |
| 利付国庫債券（10年）（第355回） | 0.1％ | 令和11年６月20日 | 2,500,000,000円 |
| 利付国庫債券（10年）（第356回） | 0.1％ | 令和11年９月20日 | 1,500,000,000円 |
| 利付国庫債券（10年）（第357回） | 0.1％ | 令和11年12月20日 | 2,900,000,000円 |
| 利付国庫債券（10年）（第358回） | 0.1％ | 令和12年３月20日 | 14,500,000,000円 |
| 利付国庫債券（10年）（第359回） | 0.1％ | 令和12年６月20日 | 64,300,000,000円 |
| 利付国庫債券（20年）（第91回） | 2.3％ | 令和８年９月20日 | 57,500,000,000円 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 利付国庫債券（20年）（第93回） | 2.0％ | 令和９年３月20日 | 3,100,000,000円 |
| 利付国庫債券（20年）（第94回） | 2.1％ | 令和９年３月20日 | 1,800,000,000円 |
| 利付国庫債券（20年）（第95回） | 2.3％ | 令和９年６月20日 | 7,800,000,000円 |
| 利付国庫債券（20年）（第96回） | 2.1％ | 令和９年６月20日 | 600,000,000円 |
| 利付国庫債券（20年）（第97回） | 2.2％ | 令和９年９月20日 | 12,000,000,000円 |
| 利付国庫債券（20年）（第98回） | 2.1％ | 令和９年９月20日 | 8,500,000,000円 |
| 利付国庫債券（20年）（第99回） | 2.1％ | 令和９年12月20日 | 1,400,000,000円 |
| 利付国庫債券（20年）（第101回） | 2.4％ | 令和10年３月20日 | 9,600,000,000円 |
| 利付国庫債券（20年）（第102回） | 2.4％ | 令和10年６月20日 | 21,900,000,000円 |
| 利付国庫債券（20年）（第103回） | 2.3％ | 令和10年６月20日 | 1,900,000,000円 |
| 利付国庫債券（20年）（第109回） | 1.9％ | 令和11年３月20日 | 7,200,000,000円 |
| 利付国庫債券（20年）（第110回） | 2.1％ | 令和11年３月20日 | 700,000,000円 |
| 利付国庫債券（20年）（第111回） | 2.2％ | 令和11年６月20日 | 4,400,000,000円 |
| 利付国庫債券（20年）（第114回） | 2.1％ | 令和11年12月20日 | 1,000,000,000円 |
| 利付国庫債券（20年）（第116回） | 2.2％ | 令和12年３月20日 | 3,000,000,000円 |
| 利付国庫債券（20年）（第118回） | 2.0％ | 令和12年６月20日 | 11,500,000,000円 |
| 利付国庫債券（20年）（第119回） | 1.8％ | 令和12年６月20日 | 33,500,000,000円 |

**○財務省告示第二百六十七号**

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、令和七年九月十六日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和七年十月九日　　財務大臣　加藤　勝信

1　名称及び記号　利付国庫債券（10年）（第361回）、利付国庫債券（20年）（第121回、第122回、第123回、第126回、第127回、第131回、第133回、第135回、第140回、第142回、第143回、第144回、第145回、第150回、第151回、第153回、第160回、第161回、第162回、第164回、第172回及び第175回）及び利付国庫債券（30年）（第６回、第18回、第19回、第22回、第28回、第30回、第31回、第32回及び第33回）

2　発行の根拠法律及びその条項　特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項

3　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

4　発行方法　利回り格差（第17号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入札による発行

5　募入決定の方法　各申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次割り当てる。

6　発行額　額面金額で649,200,000,000円
内訳（別表のとおり）

7　払込金額　592,586,060,000円

8　最低額面金額　50,000円

9　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

10　発行日　令和７年９月16日

11　発行価格　発行対象国債ごとに、額面金額100円につき、次の算式により算出した金額

$$\frac{100+\text{表面利率}\times\text{残存年数}}{1+\left(\frac{\text{第17号に規定する利回り}+\text{募入利回り格差}}{100}\right)\times\text{残存年数}}$$

12　利率　（別表のとおり）

13　経過利子の払込み　募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を払込期日に払い込むものとする。

各発行対象国債の額面金額の総額×各発行対象国債の利率／100×各発行対象国債の前利子支払期日の翌日から第10号に規定する発行日までの経過日数（利子支払期日が発行日と同日になる場合には、零。）／365

14　利子　第10号に規定する発行日後の各発行対象国債の支払期を支払期とし、各支払期において、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（償還期限について同じ。）。

$$\text{各発行対象国債の額面金額}\times\frac{\text{各発行対象国債の利率}}{100}\times\frac{1}{2}$$

15　償還期限　（別表のとおり）

16　償還金額　額面金額100円につき100円

17　入札の基準とする各発行対象国債の利回り　銘柄毎の基準利回は、令和７年９月12日付で日本証券業協会が発表した公社債店頭売買参考統計値表に掲載された平均値の単利利回りとする。

18　元利金支払場所　日本銀行

19　入札参加者　財務大臣から通知を受けた者

20　払込期日　令和７年９月16日

（別表）

| 名称及び記号 | 利率（年） | 償還期限 | 発行額（額面金額） |
|---|---|---|---|
| 利付国庫債券（10年）（第361回） | 0.1％ | 令和12年12月20日 | 6,200,000,000円 |
| 利付国庫債券（20年）（第121回） | 1.9％ | 令和12年９月20日 | 72,500,000,000円 |
| 利付国庫債券（20年）（第122回） | 1.8％ | 令和12年９月20日 | 30,000,000,000円 |
| 利付国庫債券（20年）（第123回） | 2.1％ | 令和12年12月20日 | 200,000,000円 |
| 利付国庫債券（20年）（第126回） | 2.0％ | 令和13年３月20日 | 1,800,000,000円 |
| 利付国庫債券（20年）（第127回） | 1.9％ | 令和13年３月20日 | 15,400,000,000円 |
| 利付国庫債券（20年）（第131回） | 1.7％ | 令和13年９月20日 | 500,000,000円 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 利付国庫債券（20年）(第133回) | 1.8％ | 令和13年12月20日 | 200,000,000円 |
| 利付国庫債券（20年）(第135回) | 1.7％ | 令和14年３月20日 | 5,000,000,000円 |
| 利付国庫債券（20年）(第140回) | 1.7％ | 令和14年９月20日 | 18,400,000,000円 |
| 利付国庫債券（20年）(第142回) | 1.8％ | 令和14年12月20日 | 200,000,000円 |
| 利付国庫債券（20年）(第143回) | 1.6％ | 令和15年３月20日 | 2,600,000,000円 |
| 利付国庫債券（20年）(第144回) | 1.5％ | 令和15年３月20日 | 2,500,000,000円 |
| 利付国庫債券（20年）(第145回) | 1.7％ | 令和15年６月20日 | 100,000,000円 |
| 利付国庫債券（20年）(第150回) | 1.4％ | 令和16年９月20日 | 2,000,000,000円 |
| 利付国庫債券（20年）(第151回) | 1.2％ | 令和16年12月20日 | 1,000,000,000円 |
| 利付国庫債券（20年）(第153回) | 1.3％ | 令和17年６月20日 | 400,000,000円 |
| 利付国庫債券（20年）(第160回) | 0.7％ | 令和19年３月20日 | 100,000,000円 |
| 利付国庫債券（20年）(第161回) | 0.6％ | 令和19年６月20日 | 2,800,000,000円 |
| 利付国庫債券（20年）(第162回) | 0.6％ | 令和19年９月20日 | 1,000,000,000円 |
| 利付国庫債券（20年）(第164回) | 0.5％ | 令和20年３月20日 | 2,300,000,000円 |
| 利付国庫債券（20年）(第172回) | 0.4％ | 令和22年３月20日 | 3,000,000,000円 |
| 利付国庫債券（20年）(第175回) | 0.5％ | 令和22年12月20日 | 248,000,000,000円 |
| 利付国庫債券（30年）(第６回) | 2.4％ | 令和13年11月20日 | 1,000,000,000円 |
| 利付国庫債券（30年）(第18回) | 2.3％ | 令和17年３月20日 | 15,000,000,000円 |
| 利付国庫債券（30年）(第19回) | 2.3％ | 令和17年６月20日 | 500,000,000円 |
| 利付国庫債券（30年）(第22回) | 2.5％ | 令和18年３月20日 | 300,000,000円 |
| 利付国庫債券（30年）(第28回) | 2.5％ | 令和20年３月20日 | 800,000,000円 |
| 利付国庫債券（30年）(第30回) | 2.3％ | 令和21年３月20日 | 900,000,000円 |
| 利付国庫債券（30年）(第31回) | 2.2％ | 令和21年９月20日 | 800,000,000円 |
| 利付国庫債券（30年）(第32回) | 2.3％ | 令和22年３月20日 | 5,000,000,000円 |
| 利付国庫債券（30年）(第33回) | 2.0％ | 令和22年９月20日 | 208,700,000,000円 |

**○財務省告示第二百六十八号**

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第六条第十一項の規定に基づき、令和七年九月八日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和七年十月九日

財務大臣　加藤　勝信

| | | |
|---|---|---|
| 1 | 名称及び記号 | 利付国庫債券（２年）(第475回) |
| 2 | 発行の根拠法律及びその条項 | 特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項 |
| 3 | 振替法の適用等 | 社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。 |
| 4 | 発行方法 | 募集取扱機関による募集の取扱いによる発行 |
| 5 | 発行額 | 額面金額で13,023,550,000円 |
| 6 | 払込金額 | 13,048,294,745円 |
| 7 | 最低額面金額 | 50,000円 |
| 8 | 振替単位 | 振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。 |
| 9 | 発行日 | 令和７年９月８日 |
| 10 | 発行価格 | 額面金額100円につき100円19銭 |
| 11 | 利率 | 年0.9％ |
| 12 | 経過利子の払込み | 各募集取扱機関は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第18号に規定する期日に払い込むものとする。<br>額面金額の総額×$\frac{0.9}{100}$×$\frac{38}{365}$ |
| 13 | 初期利子 | 令和８年２月１日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第15号において規定する期日について同じ。）。<br>額面金額×$\frac{0.9}{100}$×$\frac{1}{2}$ |
| 14 | 第２期以後の利子 | 毎年２月１日及び８月１日を支払期とし、各支払期において、その日以前６月間に属する利子を支払う。 |
| 15 | 償還期限 | 令和９年８月１日 |
| 16 | 償還金額 | 額面金額100円につき100円 |
| 17 | 元利金支払場所 | 日本銀行 |
| 18 | 払込期日 | 令和７年９月８日 |

**○財務省告示第二百六十九号**

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第六条第十一項の規定に基づき、令和七年九月十日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和七年十月九日

財務大臣　加藤　勝信

| | | |
|---|---|---|
| 1 | 名称及び記号 | 利付国庫債券（５年）(第179回) |
| 2 | 発行の根拠法律及びその条項 | 特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項 |
| 3 | 振替法の適用等 | 社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。 |
| 4 | 発行方法 | 募集取扱機関による募集の取扱いによる発行 |
| 5 | 発行額 | 額面金額で2,809,700,000円 |
| 6 | 払込金額 | 2,810,542,910円 |
| 7 | 最低額面金額 | 50,000円 |
| 8 | 振替単位 | 振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。 |
| 9 | 発行日 | 令和７年９月10日 |
| 10 | 発行価格 | 額面金額100円につき100円３銭 |
| 11 | 利率 | 年1.0％ |

| | |
|---|---|
| 12　経過利子の払込み | 各募集取扱機関は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第18号に規定する期日に払い込むものとする。<br>額面金額の総額×$\frac{1.0}{100}$×$\frac{82}{365}$ |
| 13　初期利子 | 令和７年12月20日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第15号において規定する期日について同じ。）。<br>額面金額×$\frac{1.0}{100}$×$\frac{1}{2}$ |
| 14　第２期以後の利子 | 毎年６月20日及び12月20日を支払期とし、各支払期において、その日以前６月間に属する利子を支払う。 |
| 15　償還期限 | 令和12年６月20日 |
| 16　償還金額 | 額面金額100円につき100円 |
| 17　元利金支払場所 | 日本銀行 |
| 18　払込期日 | 令和７年９月10日 |

**○財務省告示第二百七十号**

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第六条第十一項の規定に基づき、令和七年九月八日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和七年十月九日　　財務大臣　加藤　勝信

| | |
|---|---|
| 1　名称及び記号 | 利付国庫債券（10年）（第379回） |
| 2　発行の根拠法律及びその条項 | 特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項 |
| 3　振替法の適用等 | 社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。 |
| 4　発行方法 | 募集取扱機関による募集の取扱いによる発行 |
| 5　発行額 | 額面金額で8,385,000,000円 |
| 6　払込金額 | 8,445,372,000円 |
| 7　最低額面金額 | 50,000円 |
| 8　振替単位 | 振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。 |
| 9　発行日 | 令和７年９月８日 |
| 10　発行価格 | 額面金額100円につき100円72銭 |
| 11　利率 | 年1.5％ |
| 12　経過利子の払込み | 各募集取扱機関は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第18号に規定する期日に払い込むものとする。<br>額面金額の総額×$\frac{1.5}{100}$×$\frac{80}{365}$ |
| 13　初期利子 | 令和７年12月20日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第15号において規定する期日について同じ。）。<br>額面金額×$\frac{1.5}{100}$×$\frac{1}{2}$ |
| 14　第２期以後の利子 | 毎年６月20日及び12月20日を支払期とし、各支払期において、その日以前６月間に属する利子を支払う。 |
| 15　償還期限 | 令和17年６月20日 |
| 16　償還金額 | 額面金額100円につき100円 |
| 17　元利金支払場所 | 日本銀行 |
| 18　払込期日 | 令和７年９月８日 |

**○財務省告示第二百七十一号**

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第十四項の規定に基づき、令和七年九月十六日に発行した個人向け国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和七年十月九日　　財務大臣　加藤　勝信

| | |
|---|---|
| 1　名称及び記号 | 個人向け利付国庫債券（固定・３年）（第183回） |
| 2　発行の根拠法律及びその条項 | 特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項 |
| 3　振替法の適用等 | 社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。 |
| 4　発行額 | 額面金額で57,303,370,000円 |
| 5　最低額面金額 | 10,000円 |
| 6　振替単位 | 振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。 |
| 7　発行日 | 令和７年９月16日 |
| 8　発行価格 | 額面金額100円につき100円 |
| 9　利率 | 年0.79％ |
| 10　初期利子 | 令和８年３月15日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第12号において規定する期日について同じ。）。<br>額面金額×$\frac{0.79}{100}$×$\left(\frac{1}{2}-\frac{1}{365}\right)$ |
| 11　第２期以後の利子 | 毎年３月15日及び９月15日を支払期とし、各支払期において、その日以前６月間に属する利子を支払う。 |
| 12　償還期限 | 令和10年９月15日 |
| 13　償還金額 | 額面金額100円につき100円 |
| 14　払込期日 | 令和７年９月16日 |
| 15　払込場所 | 日本銀行の本店又は支店 |
| 16　中途換金の取扱い | 中途換金の買取りは、令和８年９月15日以後において行うこととし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。<br>⑴　令和８年９月15日から令和９年３月15日前までの間の場合<br>額面金額＋経過利子に相当する金額－（初期利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$＋第２期利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$）<br>⑵　令和９年３月15日以後の場合<br>額面金額＋経過利子に相当する金額－利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$×$\frac{2}{2}$ |

| | |
|---|---|
| 17　中途換金の特例 | 前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者（相続税法（昭和25年法律第73号）第21条の４第１項に規定する特定障害者扶養信託契約の受益者及び所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第５号）第３条の規定による改正前の相続税法第21条の４第１項に規定する特別障害者扶養信託契約の受益者を含む。）が、死亡したときにはその相続人が、又はその居住する市町村（特別区を含み、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第１項の指定都市にあっては、当該市又は当該市の区若しくは総合区とする。）の区域において、災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助の行われる災害が発生し、当該災害にかかったときには当該個人向け国債を有する者が、令和８年９月15日前であっても、当該個人向け国債の中途換金を請求することができるものとし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。<br>⑴　令和８年３月15日から令和８年９月15日前までの間の場合<br>額面金額＋経過利子に相当する金額－（初期利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$＋経過利子に相当する金額）<br>⑵　令和８年３月15日前の場合<br>額面金額＋経過利子に相当する金額－経過利子に相当する金額 |
| 18　元利金支払場所 | 日本銀行 |

**○財務省告示第二百七十二号**

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第十四項の規定に基づき、令和七年九月十六日に発行した個人向け国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和七年十月九日

財務大臣　加藤　勝信

| | |
|---|---|
| 1　名称及び記号 | 個人向け利付国庫債券（固定・５年）（第173回） |
| 2　発行の根拠法律及びその条項 | 特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項 |
| 3　振替法の適用等 | 社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。 |
| 4　発行額 | 額面金額で150,948,960,000円 |
| 5　最低額面金額 | 10,000円 |
| 6　振替単位 | 振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。 |
| 7　発行日 | 令和７年９月16日 |
| 8　発行価格 | 額面金額100円につき100円 |
| 9　利率 | 年0.97％ |
| 10　初期利子 | 令和８年３月15日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第12号において規定する期日について同じ。）。<br>額面金額×$\frac{0.97}{100}\times\left(\frac{1}{2}-\frac{1}{365}\right)$ |
| 11　第２期以後の利子 | 毎年３月15日及び９月15日を支払期とし、各支払期において、その日以前６月間に属する利子を支払う。 |
| 12　償還期限 | 令和12年９月15日 |
| 13　償還金額 | 額面金額100円につき100円 |
| 14　払込期日 | 令和７年９月16日 |
| 15　払込場所 | 日本銀行の本店又は支店 |
| 16　中途換金の取扱い | 中途換金の買取りは、令和８年９月15日以後において行うこととし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。<br>⑴　令和８年９月15日から令和９年３月15日前までの間の場合<br>額面金額＋経過利子に相当する金額－（初期利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$＋第２期利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$）<br>⑵　令和９年３月15日以後の場合<br>額面金額＋経過利子に相当する金額－利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}\times\frac{1}{2}$ |
| 17　中途換金の特例 | 前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者（相続税法（昭和25年法律第73号）第21条の４第１項に規定する特定障害者扶養信託契約の受益者及び所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第５号）第３条の規定による改正前の相続税法第21条の４第１項に規定する特別障害者扶養信託契約の受益者を含む。）が、死亡したときにはその相続人が、又はその居住する市町村（特別区を含み、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第１項の指定都市にあっては、当該市又は当該市の区若しくは総合区とする。）の区域において、災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助の行われる災害が発生し、当該災害にかかったときには当該個人向け国債を有する者が、令和８年９月15日前であっても、当該個人向け国債の中途換金を請求することができるものとし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。<br>⑴　令和８年３月15日から令和８年９月15日前までの間の場合<br>額面金額＋経過利子に相当する金額－（初期利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$＋経過利子に相当する金額）<br>⑵　令和８年３月15日前の場合<br>額面金額＋経過利子に相当する金額－経過利子に相当する金額 |
| 18　元利金支払場所 | 日本銀行 |

**○財務省告示第二百七十三号**

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第十四項の規定に基づき、令和七年九月十六日に発行した個人向け国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和七年十月九日

財務大臣　加藤　勝信

| | |
|---|---|
| 1　名称及び記号 | 個人向け利付国庫債券（変動・10年）（第185回） |
| 2　発行の根拠法律及びその条項 | 特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項 |
| 3　振替法の適用等 | 社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。 |
| 4　発行額 | 額面金額で144,617,320,000円 |
| 5　最低額面金額 | 10,000円 |
| 6　振替単位 | 振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。 |
| 7　発行日 | 令和７年９月16日 |
| 8　発行価格 | 額面金額100円につき100円 |
| 9　初期利子の適用利率 | 年0.97％ |

| | | |
|---|---|---|
| 10 | 第２期以後の利子の適用利率 | 年当たり、各利払期における利子計算期間開始日前に行われた、発行から償還までの期間が９年５か月超の10年利付国債の直近における入札（当該開始日の属する月に行われた入札を除く。）の結果に基づき算出された複利利回りに、0.66を乗じた率。ただし、乗じた率が0.05％を下回るときは、その率は0.05％とする。 |
| 11 | 初期利子 | 令和８年３月15日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第13号において規定する期日について同じ。）。<br>額面金額×$\frac{0.97}{100}\times\left(\frac{1}{2}-\frac{1}{365}\right)$ |
| 12 | 第２期以後の利子 | 毎年３月15日及び９月15日を支払期とし、各支払期において、その日以前６月間に属する利子として、次の算式により算出した金額を支払う。<br>額面金額×$\frac{\text{第10号に規定する第２期以後の利子の適用利率}}{100}\times\frac{1}{2}$ |
| 13 | 償還期限 | 令和17年９月15日 |
| 14 | 償還金額 | 額面金額100円につき100円 |
| 15 | 払込期日 | 令和７年９月16日 |
| 16 | 払込場所 | 日本銀行の本店又は支店 |
| 17 | 中途換金の取扱い | 中途換金の買取りは、令和８年９月15日以後において行うこととし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。<br>⑴　令和８年９月15日から令和９年３月15日前までの間の場合<br>額面金額＋経過利子に相当する金額－（初期利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$＋第２期利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$）<br>⑵　令和９年３月15日以後の場合<br>額面金額＋経過利子に相当する金額－（買い取る日の直前の利子支払期に支払われた利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$＋その直前の利子支払期に支払われた利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$） |
| 18 | 中途換金の特例 | 前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者（相続税法（昭和25年法律第73号）第21条の４第１項に規定する特定障害者扶養信託契約の受益者及び所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第５号）第３条の規定による改正前の相続税法第21条の４第１項に規定する特別障害者扶養信託契約の受益者を含む。）が、死亡したときにはその相続人が、又はその居住する市町村（特別区を含み、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第１項の指定都市にあっては、当該市又は当該市の区若しくは総合区とする。）の区域において、災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助の行われる災害が発生し、当該災害にかかったときには当該個人向け国債を有する者が、令和８年９月15日前であっても、当該個人向け国債の中途換金を請求することができるものとし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。<br>⑴　令和８年３月15日から令和８年９月15日前までの間の場合<br>額面金額＋経過利子に相当する金額－（初期利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$＋経過利子に相当する金額）<br>⑵　令和８年３月15日前の場合<br>額面金額＋経過利子に相当する金額－経過利子に相当する金額 |
| 19 | 元利金支払場所 | 日本銀行 |

# 官　告　示

## 官　告　事　項

### 米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針の変更について

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成６年法律第113号）第４条第１項の規定に基づき定めた米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針の全部を令和７年９月19日付けで変更したので、同条第７項において準用する同条第５項の規定に基づき公表する。

令和７年10月９日　　農林水産大臣　小泉進次郎

米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針

**第１　米穀の需給及び価格の安定に関する基本方針**

米穀の需給及び価格の安定を図るため、米穀の需給の適確な見通しを策定し、これに基づき、整合性をもって、米穀の需給の均衡を図るための生産調整の円滑な推進及び米穀の供給が不足する事態に備えた備蓄の機動的な運営を行います。

このうち、政府が行う備蓄については、米穀の生産量の減少によりその供給が不足する事態に備え、毎年６月末時点での在庫量100万トン程度を現行の適正水準として保有してきましたが、今後行う検証等を踏まえて検討の上、決定します。

**第２　米穀の需給の見通しに関する事項**

**１　令和６／７年の需要実績**

**⑴　需要実績の対象期間及び対象米穀**

米穀の需要実績については、前年７月から当年６月までの１年間について算出することとしています。

また、需要実績の算定の対象となる米穀は、国内で生産された水稲うるち米及び水稲もち米から、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成26年４月１日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知）第４及び第５で定める加工用米その他主食用に充当されない米穀を除いた米穀（以下「主食用米等」という。）としています。

**⑵　算出方法**

需要実績は、令和６年産主食用米等生産量、令和６／７年（令和６年７月から令和７年６月までの１年間）の政府備蓄米供給量、令和６年６月末民間在庫量及び令和７年６月末民間在庫量を基に算出します。

**表１　令和６／７年の需要実績の算出方法**

需要実績＝①＋②＋③－④

①　令和６年産主食用米等生産量

②　令和６／７年政府備蓄米供給量

③　令和６年６月末民間在庫量

④　令和７年６月末民間在庫量

**⑶　需要実績（速報値）**

前記方法により算出した令和６／７年の需要実績（速報値）は、表２のとおり、精米ベースで633万精米トン、玄米ベースで711万玄米トンとなります。

なお、令和６／７年の需要実績については、令和７年11月30日までに見直す米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（以下「基本指針」という。）における確定値報告に向け、精査を行うこととします。

表２　令和６／７年の需要実績（速報値）

| | | 精米ベース（万トン（精米）） | 玄米ベース（万トン（玄米）） |
|---|---|---|---|
| 令和６／７年 | 令和６年６月末民間在庫量　A | 135 | 153 |
| | 令和６年産主食用米等生産量　B | 606 | 679 |
| | 令和６／７年政府備蓄米供給量　C | 32 | 36 |
| | 令和６／７年主食用米等供給量計　D＝A＋B＋C | 773 | 868 |
| | 令和６／７年主食用米等需要量　E | 633 | 711 |
| | 令和７年６月末民間在庫量　F＝D－E | 140 | 157 |

注１：令和６年産主食用米等生産量は、令和６年産水稲の収穫量（主食用）（「作物統計」農林水産省大臣官房統計部）である。

注２：６月末民間在庫量は、玄米の取扱数量が年間500トン以上の届出事業者の在庫量に水稲を作付けした生産者の在庫量推計値を加えたものである。なお、令和７年６月末民間在庫量には、売り渡した政府備蓄米の在庫量（12万玄米トン）を含む。

注３：令和６／７年政府備蓄米供給量は、令和７年６月までに供給された政府備蓄米の数量（買戻し条件付売渡しによる政府備蓄米31万玄米トン、随意契約による政府備蓄米５万玄米トン）である。

注４：精米ベースの令和６年６月末民間在庫量、令和６年産主食用米等生産量、政府備蓄米供給量及び令和７年６月末民間在庫量は、玄米ベースの値に「精米歩留りの状況調査」による当該年産の精米歩留りを乗じた値である。

注５：ラウンドの関係で計と内訳が一致しない場合がある。

**２　令和７／８年の需要見通し（推計値）**

需要量については、平成30年11月以降、１人当たり消費量の減少、人口減少等による需要のマイナス・トレンドの継続を前提として、平成８／９年以降のトレンドから推計した１人当たり消費量に、人口（推計値）を乗じる手法により算出してきたところです。

令和７／８年の需要量については、近年の需要量が必ずしも減少していないことを踏まえ、直近の１人当たり消費量の実績、人口（推計値）、インバウンド需要量の動向及び精米歩留りの変動を考慮して、幅を持って設定することとします。

具体的には、

①　令和２／３年から令和６／７年までの需要実績（精米ベース）から、それぞれ当該年のインバウンド需要量を除いた上で、それぞれ当該年の人口で除し、各年の１人当たり消費量(精米)（推計値）を算出

②　①の１人当たり消費量（精米)（推計値）について、直近５年平均値及び直近５年最大値を算出

③　②で算出した各値に、令和７年の人口（推計値）を乗じ、令和７／８年のインバウンド需要量（推計値）を加えて需要見通し（精米ベース）を算出

します。

需要見通し（玄米ベース）は、精米歩留りの変動を考慮し、需要見通し（精米ベース）を、想定される精米歩留りの直近５年平均値及び直近５年最小値で除して算出します。

結果は、図１及び表３のとおりとなります。

図１　令和７／８年の需要見通しの算出方法

**①　令和２／３年から令和６／７年までの各年の１人当たり消費量（精米)（推計値）を算出**

| | 需要実績（万トン） | | インバウンド需要量（万精米トン）② | 人口（千人）③ | １人当たり消費量（精米kg／人）（①－②）÷③ |
|---|---|---|---|---|---|
| | 玄米 | 精米① | | | |
| ２／３年 | 704.0 | 631.3 | 0.0 | 126,146 | 50.0 |
| ３／４年 | 701.5 | 632.8 | 0.1 | 125,502 | 50.4 |
| ４／５年 | 691.1 | 622.3 | 1.9 | 124,947 | 49.7 |
| ５／６年 | 704.9 | 626.2 | 5.1 | 124,352 | 49.9 |
| ６／７年 | 710.6 | 633.1 | 5.7 | 123,802 | 50.7 |
| ５年平均 | 702.4 | 629.1 | 2.6 | 124,950 | 50.1 |

注１：需要実績の玄米は、各年の基本指針において示した値であり、精米は、玄米の値に「精米歩留りの状況調査」による精米歩留り（例えば、６／７年の場合は、需要実績（玄米）のうち、令和６年７月から令和６年８月までの２か月分は令和５年産の精米歩留り、令和６年９月から令和７年６月までの10か月分は令和６年産の精米歩留り）を乗じた値である。

注２：インバウンド需要量は、日本政府観光局「訪日外客統計」及び観光庁「インバウンド消費動向調査（旧訪日外国人消費動向調査）」を基に算出した推計値である。

注３：人口は、総務省「人口推計」の各年10月１日現在の値である。

**②　令和７／８年の１人当たり消費量（精米)（推計値）に令和７年の人口（推計値）を乗じたものに令和７／８年のインバウンド需要量（推計値）を加えて需要見通し（精米）を算出**

| | | 令和７／８年 | |
|---|---|---|---|
| | | 下限値 | 上限値 |
| 令和７／８年１人当たり消費量 | ① | 50.1精米kg／人 | 50.7精米kg／人 |
| 令和７年人口（推計値） | ② | 123,220千人 | 123,220千人 |
| 令和７／８年消費量 | ③＝①×② | 617.9万精米トン | 624.5万精米トン |
| 令和７／８年インバウンド需要量（推計値） | ④ | 6.1万精米トン | 6.1万精米トン |
| 令和７／８年需要見通し（精米） | ⑤＝③＋④ | 624.0万精米トン | 630.6万精米トン |

注１：令和７／８年１人当たり消費量の下限値には、①で算出した１人当たり消費量(精米)（推計値）の直近５年平均値、上限値には、①で算出した１人当たり消費量（精米)（推計値）の直近５年最大値の値。

注２：令和７年人口（推計値）は、「人口推計（総務省、令和７年３月公表）」の総人口（令和６年10月１日現在）に、「日本の将来推計人口（国立社会保障・人口問題研究所、令和５年４月公表）」の令和６年10月１日から令和７年10月１日までの総人口（出生中位・死亡中位推計）の減少率を乗じて算出した値。

注３：令和７／８年インバウンド需要量（推計値）は、訪日外国人数を政府目標（2030年に6,000万人）に向かって増加すると仮定した場合の当該期間の訪日人数に、令和６／７年の１人当たりの平均泊数、米食回数を１泊当たり２回及び１食あたり78ｇ（ＦＡＯ供給熱量データに基づき推定）を乗じて算出した値。

**③　精米歩留りの変動を考慮し、需要見通し（玄米ベース）を算出**

| 精米歩留り | |
|---|---|
| ２年産 | 89.7% |
| ３年産 | 90.3% |
| ４年産 | 90.0% |
| ５年産 | 88.6% |
| ６年産 | 89.2% |
| ５年平均 | 89.6% |

注：精米歩留りは、「精米歩留りの状況調査（令和７年６月末時点）」の値である。

| | | 令和７／８年 | |
|---|---|---|---|
| | | 下限値 | 上限値 |
| 令和７／８年需要見通し（精米） | ① | 624.0万精米トン | 630.6万精米トン |
| 令和６年産精米歩留り（令和７年７月～令和７年８月） | ② | 89.2% | 89.2% |
| 令和７年産精米歩留り（見込み）（令和７年９月～令和８年６月） | ②[注1] | 89.6% | 88.6% |
| 令和７／８年需要見通し（玄米） | ③＝①÷②[注2] | 697.2万玄米トン | 710.9万玄米トン |

注１：令和７年産精米歩留り（見込み）の下限値には、直近５年平均の値、上限値には、直近５年最小値の値を用いる。

注２：令和７／８年需要見通し（玄米）は、令和７／８年需要見通し（精米）のうち、令和７年７月から令和７年８月までの２か月分は令和６年産精米歩留りで算出し、令和７年９月から令和８年６月までの10か月分は令和７年産精米歩留り（見込み）で算出した合計値である。

**表３　令和７／８年の需要見通し（推計値）**

| | | |
|---|---|---|
| 令和７／８年 | 精米ベース | 624万精米トン～631万精米トン |
| | 玄米ベース | 697万玄米トン～711万玄米トン |

注：今後、とう精数量・精米歩留りの実績を踏まえた推計を充実させ、この推計をベースに需要量の見通しを算出する方向で検討します。

**３　令和７年産主食用米等の生産量の見通し（推計値）**

主食用米等の生産量については、６月末時点の水田における作付意向面積や直近の単収、８月15日現在の10ａ当たり収量の前年比見込みを考慮して、幅をもって設定することとします。

具体的には、生産量の見通し（玄米ベース）は、都道府県別に、作付意向（令和７年６月末時点）の面積に、令和６年産の10ａ当たり収量及び令和７年産水稲の８月15日現在における10ａ当たり収量の前年比見込み（最小と最大）を乗じて算出し、都道府県別の最小値と最大値をそれぞれ合計して算出します。

生産量の見通し（精米ベース）は、精米歩留りの変動を考慮し、生産量の見通し（玄米ベース）に、想定される精米歩留りの直近５年最小値及び直近５年平均値を乗じて算出します。

結果は、表４のとおりとなります。

**表４　令和７年産主食用米等の生産量の見通し（推計値）**

| | | |
|---|---|---|
| 令和７年産 | 精米ベース | 645万精米トン～668万精米トン |
| | 玄米ベース | 728万玄米トン～745万玄米トン |

**４　令和７／８年の需給見通し**

令和７／８年の需給見通しは、表５のとおりです。

**【精米ベース】**

**⑴　供給量**

①　令和７年６月末の民間在庫量（速報値）は、140万精米トンです。

②　令和７年産主食用米等の生産量は、645万精米トンから668万精米トンと見通されます。

③　令和７／８年の政府備蓄米供給量は、21万精米トンの見通しです。

④　この結果、令和７／８年の主食用米等の供給量の合計の見通しは、807万精米トンから829万精米トンとなります。

**⑵　需要量**

令和７／８年の主食用米等の需要量の見通しは、624万精米トンから631万精米トンです。

**⑶　令和８年６月末の民間在庫量**

令和８年６月末の民間在庫量は、⑴の供給量及び⑵の需要量から算出して、176万精米トンから205万精米トンと見通されます。

**【玄米ベース】**

**⑴　供給量**

①　令和７年６月末の民間在庫量（速報値）は、157万玄米トンです。

②　令和７年産主食用米等の生産量は、728万玄米トンから745万玄米トンと見通されます。

③　令和７／８年の政府備蓄米供給量は、24万玄米トンの見通しです。

④　この結果、令和７／８年の主食用米等の供給量の合計の見通しは、908万玄米トンから926万玄米トンとなります。

**⑵　需要量**

令和７／８年の主食用米等の需要量の見通しは、697万玄米トンから711万玄米トンです。

**⑶　令和８年６月末の民間在庫量**

令和８年６月末の民間在庫量は、⑴の供給量及び⑵の需要量から算出して、198万玄米トンから229万玄米トンと見通されます。

**表５　令和７／８年の主食用米等の需給見通し**

| | | 精米ベース（万トン（精米）） | 玄米ベース（万トン（玄米）） |
|---|---|---|---|
| 令和７／８年 | 令和７年６月末民間在庫量　A | 140 | 157 |
| | 令和７年産主食用米等生産量　B | 645～668 | 728～745 |
| | 令和７／８年政府備蓄米供給量　C | 21 | 24 |
| | 令和７／８年主食用米等供給量計　D＝A＋B＋C | 807～829 | 908～926 |
| | 令和７／８年主食用米等需要量　E | 624～631 | 697～711 |
| | 令和８年６月末民間在庫量　F＝D－E | 176～205 | 198～229 |

注１：ラウンドの関係で計と内訳が一致しない場合がある。

注２：上記の見通しは、国内で生産された主食用米等の需給見通しであり、第４の２のＳＢＳ方式や枠外の民間輸入（令和６／７年：約４万実トン）による輸入米は含まれない（財務省「貿易統計」より。）。

なお、上記の需給の見通しについては、今後の生産量や需要量の変動の把握に努め、必要に応じて柔軟に見直していきます。

## 第３　米穀の備蓄の目標数量その他米穀の備蓄の運営に関する事項

### １　備蓄運営の基本的な考え方

⑴　政府が行う備蓄については、米穀の生産量の減少によりその供給が不足する事態に備え、必要な数量の米穀を在庫として保有することとされていることから、毎年６月末時点での在庫量100万トン程度を現行の適正水準として、需給状況を踏まえつつ必要な数量の米穀を保有することとします。

備蓄運営手法については、平成23年度から棚上備蓄方式に移行しました。

棚上備蓄方式による備蓄運営の基本的な考え方は、

①　適正備蓄水準は100万トン程度（６月末）

②　国内産米を一定期間（５年間程度）備蓄

③　備蓄米の買入れは、出来秋の市場価格に影響を与えないよう事前契約によることを基本に、公正性・透明性を確保する観点から、一般競争入札により実施

また、「総合的なＴＰＰ等関連政策大綱」（平成29年11月24日ＴＰＰ等総合対策本部決定）に基づき、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（平成30年12月30日発効。以下「ＣＰＴＰＰ協定」という。）に基づく豪州に対する国別枠の輸入量に相当する量の買入れを行う（なお、当該買入れは、その前年の１月から12月までに豪州から実際に輸入した数量に相当する量の当年産米に係る事前契約により行うものとする。上記に即して備蓄運営が行われた場合の基本的な買入数量は、20万トンから21万トンまでの範囲となる。）。

④　備蓄米は、備蓄後に飼料用等の非主食用として販売

なお、加工原材料用販売（従来から販売している備蓄米のうち精米形態で保管する米穀の販売を除く。）については、前年産の加工原材料用の国内産米の供給量が大きく減少し、米加工品製造業者による当年産への切替えの前倒し及び第４のミニマム・アクセス米への代替が行われてもなお端境期の供給が不足すると認められる場合において、当年８月以降に行うものとする。

⑤　大凶作や連続する不作などにより、民間在庫が著しく低下するなどの米が不足する時における備蓄米の放出については、食料・農業・農村政策審議会食糧部会において、放出の必要性に関し、作柄、在庫量、市場の状況、消費動向、価格及び物価動向等について総合的な観点から議論を行い、これを踏まえて、農林水産大臣が備蓄米の放出等を決定

としています。

⑵　他方、毎年11月30日までに行う基本指針の見直し後、不作以外の災害等による緊急事態により、主食用米等の需給見通しに沿った「主食用米等供給量」の確保に支障が生じる場合であって、農林水産大臣が必要と認めるときは、その供給量の減少分を備蓄米により代替供給できることとします。

⑶　⑴の⑤の放出及び⑵の代替供給のほか、主食用米の円滑な流通に支障が生じる場合であって、農林水産大臣が必要と認めるときは、備蓄の円滑な運営を阻害しない範囲で、買受資格者に対する主食用としての備蓄米の売渡しを、政府が当該買受資格者から一定期間後（原則５年以内）に当該備蓄米と同等同量の国内産米の買入れを行うとの条件を付した上で、できることとします（買戻し条件付売渡し）。ただし、買受資格者が小売業者その他農産局長が定める者である場合においては、当該条件を付すことを要しないこととします。

⑷　なお、備蓄運営手法については、棚上備蓄方式による備蓄運営や、経営所得安定対策の実施状況など、今後の米穀の需給をめぐる状況を踏まえつつ、毎年検証を行い、適正かつ効率的な備蓄運営に向けて、今後とも必要な見直しを行うものとします。

### ２　令和７／８年の備蓄運営

令和７年産米の備蓄米としての買入れについては、需給状況にかんがみ、当面中止するとともに、買戻し条件付き売渡しに係る買戻しについては、行っていませんが、需給環境が大きく変化し、買入れ又は買戻しの環境が整った場合には、備蓄水準の回復に向けて計画的に行うこととします。

また、備蓄量については、現在行っている主食用としての備蓄米の売渡予定数量（59万トン）及び加工原材料用としての備蓄米の売渡予定数量（7.5万トン）を全て売り渡した場合、29.5万トンとなります。

こうした状況を踏まえた今後の備蓄運営については、今後行う検証等を踏まえて検討の上、決定します。

## 第４　米穀の輸入数量及びその種類別の数量に関する事項

我が国は、平成７年度からガット・ウルグァイ・ラウンド農業合意に基づくミニマム・アクセス米の輸入を実施しており、この輸入は、「ガット・ウルグァイ・ラウンド農業合意の実施に伴う農業施策に関する基本方針」（平成５年12月17日閣議了解）の趣旨を踏まえつつ行うこととしています。また、これに加えて、平成30年度からＣＰＴＰＰ協定に基づく輸入を実施しています。いずれの輸入に当たっても、輸出国の輸出余力、国際相場等を勘案しながら適切に行うこととしています。

### １　令和６会計年度の輸入状況

令和６会計年度においては、令和６年３月の基本指針に基づき、ガット・ウルグァイ・ラウンド農業合意に基づく77万玄米トン（うちＳＢＳ（売買同時契約）方式による輸入10万トン）及びＣＰＴＰＰ協定に基づく6,960トン（ＳＢＳ方式により運用する豪州に対する国別枠）の輸入を実施すべく、順次買付けを行いました。その結果、ガット・ウルグァイ・ラウンド農業合意に基づく輸入について全量（うちＳＢＳ方式による輸入10万トン）を買い付けるとともに、ＣＰＴＰＰ協定に基づく輸入についても全量を買い付けました。

### ２　令和７会計年度の輸入方針

令和７会計年度の輸入予定数量は、ガット・ウルグァイ・ラウンド農業合意に基づく輸入については、ＷＴＯ農業交渉において新たな合意ができるまではミニマム・アクセス数量は平成12年度の水準が維持されることから、年間77万玄米トンとし、そのうちＳＢＳ方式による輸入については、予定数量を年間10万トンとします。また、ＣＰＴＰＰ協定に基づく輸入については、ＳＢＳ方式により運用する豪州に対する国別枠として、予定数量を年間7,200トンとします。

# 公告

諸事項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止

破産手続廃止及び免責許可決定

免責許可決定

小規模個人再生による再生計画認可

# 年金積立金管理運用独立行政法人令和６事業年度財務諸表に関する公告

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第38条第３項の規定に基づき、年金積立金管理運用独立行政法人令和６事業年度財務諸表について次のとおり公告します。

令和７年10月９日

東京都港区虎ノ門１丁目23番１号
年金積立金管理運用独立行政法人
理事長　内田　和人

## 貸　借　対　照　表

（令和７年３月31日）

（法人単位）　（単位：円）

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 資産の部 | | | | |
| Ⅰ　流動資産 | | | | |
| 現金及び預金 | | 21,703,744 | | |
| 金銭等の信託 | | 249,782,056,659,620 | | |
| 前払費用 | | 319,240 | | |
| 未収金 | | 20,587,824 | | |
| 流動資産合計 | | | 249,782,099,270,428 | |
| Ⅱ　固定資産 | | | | |
| 1　有形固定資産 | | | | |
| 建物 | 567,406,286 | | | |
| 建物減価償却累計額 | △ 277,419,539 | 289,986,747 | | |
| 工具器具備品 | 1,044,463,282 | | | |
| 工具器具備品減価償却累計額 | △ 748,605,955 | 295,857,327 | | |
| 有形固定資産合計 | | 585,844,074 | | |
| 2　無形固定資産 | | | | |
| ソフトウェア | | 628,760,576 | | |
| 電話加入権 | | 28,000 | | |
| 無形固定資産合計 | | 628,788,576 | | |
| 固定資産合計 | | | 1,214,632,650 | |
| 資産合計 | | | | 249,783,313,903,078 |
| 負債の部 | | | | |
| Ⅰ　流動負債 | | | | |
| 未払金 | | 31,175,821,782 | | |
| 未払費用 | | 35,095,277 | | |
| 預り金 | | 21,679,576 | | |
| 引当金 | | | | |
| 賞与引当金 | 397,504,852 | 397,504,852 | | |
| 流動負債合計 | | | 31,630,101,487 | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| Ⅱ　固定負債 | | | | |
| 運用寄託金 | | 118,074,182,568,351 | | |
| 引当金 | | | | |
| 退職給付引当金 | 1,091,706,200 | 1,091,706,200 | | |
| 固定負債合計 | | | 118,075,274,274,551 | |
| 負債合計 | | | | 118,106,904,376,038 |
| 純資産の部 | | | | |
| Ⅰ　資本金 | | | | |
| 政府出資金 | | 100,000,000 | | |
| 資本金合計 | | | 100,000,000 | |
| Ⅱ　利益剰余金 | | | | |
| 利益剰余金合計 | | | 131,676,309,527,040 | |
| 純資産合計 | | | | 131,676,409,527,040 |
| 負債純資産合計 | | | | 249,783,313,903,078 |

## 行　政　コ　ス　ト　計　算　書

（令和６年４月１日～令和７年３月31日）

（法人単位）　　（単位：円）

| | | |
|---|---|---|
| Ⅰ　損益計算書上の費用 | | |
| 資産運用業務費 | 46,492,853,735 | |
| 一般管理費 | 1,339,176,267 | |
| 雑損 | 323,558 | |
| 損益計算書上の費用合計 | | 47,832,353,560 |
| Ⅱ　その他行政コスト㈱ | — | — |
| Ⅲ　行政コスト | | 47,832,353,560 |

㈱　これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目である。

行政コスト計算書注記

１．独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト

| | |
|---|---|
| 行政コスト | 47,832,353,560 |
| 自己収入等 | △1,733,474,684,925 |
| 機会費用 | 5,891,992 |
| 独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト | △1,685,636,439,373 |

２．機会費用の計上方法

⑴　政府出資又は地方公共団体出資等から生ずる機会費用の計算に使用した利率

10年利付き国債の令和７年３月末利回りを参考に1.485％で計算しています。

⑵　国又は地方公共団体との人事交流による出向職員から生ずる機会費用の計算方法

当該職員が国又は地方公共団体に復帰後退職する際に支払われる退職金のうち、独立行政法人での勤務期間に対応する部分について、給与規則に定める退職給付支給基準等を参考に計算しています。

## 損　益　計　算　書

（令和６年４月１日～令和７年３月31日）

（法人単位）　　（単位：円）

| | | |
|---|---|---|
| 経常収益 | | |
| 資産運用損益 | 1,733,447,682,337 | |
| 雑益 | 27,002,588 | |
| 経常収益合計 | | 1,733,474,684,925 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 経常費用 | | | |
| 資産運用業務費 | | | |
| 運用諸費 | 41,311,192,058 | | |
| 役員報酬 | 124,116,449 | | |
| 給与手当 | 1,374,657,989 | | |
| 法定福利費 | 217,284,885 | | |
| 賞与引当金繰入額 | 357,967,014 | | |
| 退職給付費用 | 154,360,606 | | |
| 賃借料 | 2,567,930,498 | | |
| 減価償却費 | 385,344,236 | 46,492,853,735 | |
| 一般管理費 | | | |
| 役員報酬 | 35,007,213 | | |
| 給与手当 | 319,856,524 | | |
| 法定福利費 | 52,157,266 | | |
| 賞与引当金繰入額 | 39,537,838 | | |
| 退職給付費用 | 35,735,994 | | |
| 賃借料 | 117,346,000 | | |
| 減価償却費 | 63,953,083 | | |
| その他の一般管理費 | 675,582,349 | 1,339,176,267 | |
| 雑損 | | 323,558 | |
| 経常費用合計 | | | 47,832,353,560 |
| 経常利益 | | | 1,685,642,331,365 |
| 当期純利益 | | | 1,685,642,331,365 |
| 当期総利益 | | | 1,685,642,331,365 |

## 純　資　産　変　動　計　算　書

（令和６年４月１日～令和７年３月31日）

（法人単位）　（単位：円）

| | Ⅰ　資本金 | | Ⅱ　利益剰余金 | 純資産合計 |
|---|---|---|---|---|
| | 政府出資金 | 資本金合計 | | |
| 当期首残高 | 100,000,000 | 100,000,000 | 130,310,867,195,675 | 130,310,967,195,675 |
| 当期変動額 | | | | |
| 利益剰余金の当期変動額（純額） | | — | 1,365,442,331,365 | 1,365,442,331,365 |
| 当期変動額合計 | — | — | 1,365,442,331,365 | 1,365,442,331,365 |
| 当期末残高 | 100,000,000 | 100,000,000 | 131,676,309,527,040 | 131,676,409,527,040 |

## キャッシュ・フロー計算書

（令和６年４月１日～令和７年３月31日）

（法人単位）　（単位：円）

| | |
|---|---|
| Ⅰ　業務活動によるキャッシュ・フロー | |
| 資金運用に係る投資支出 | △ 2,668,455,956,535 |
| 人件費支出 | △ 2,539,957,175 |
| その他業務支出 | △ 54,298,611,429 |
| 運用寄託金受入 | 2,664,407,138,582 |
| 運用寄託金償還 | △ 220,000,000,000 |
| 投資回収金収入 | 540,200,000,000 |
| 運用事業収入 | 61,098,694,734 |
| その他業務収入 | 89,054,912 |
| 小計 | 320,500,363,089 |
| 国庫納付金の支払額 | △ 320,200,000,000 |
| 業務活動によるキャッシュ・フロー | 300,363,089 |
| Ⅱ　投資活動によるキャッシュ・フロー | |
| 有形固定資産の取得による支出 | △ 210,948,667 |
| 無形固定資産の取得による支出 | △ 86,584,255 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | △ 297,532,922 |
| Ⅲ　財務活動によるキャッシュ・フロー | — |
| Ⅳ　資金に係る換算差額 | — |
| Ⅴ　資金増加額 | 2,830,167 |
| Ⅵ　資金期首残高 | 18,873,577 |
| Ⅶ　資金期末残高 | 21,703,744 |

**注記**

**１．重要な会計方針**

⑴　「金銭等の信託」の評価基準及び評価方法

運用目的有価証券

売買目的有価証券

時価法（売却原価の算定には移動平均法）によっています。

⑵　外貨建資産及び負債の換算基準

外貨建資産及び負債は、決算日の為替相場により円換算しています。

⑶　減価償却の会計処理方法

①　有形固定資産

定額法を採用しています。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりです。

建物　　15～18年

工具器具備品　３～20年

②　無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、法人内利用のソフトウェアの耐用年数については、法人内における利用可能期間（５年）に基づいています。

⑷　引当金の計上基準

①　賞与引当金

役員及び職員（含む臨時職員）に支給する賞与の支出に充てるため、翌期の支払見込額のうち当期に発生した額を計上しています。

②　退職給付引当金

役員及び職員の退職給付に備えるため、内規に基づく当該者が自己都合退職した場合の期末要支給額を計上しています。

⑸　消費税等の会計処理

税込方式によっています。

**２．重要な債務負担行為**

該当事項はありません。

**３．重要な後発事象**

該当事項はありません。

**４．固有の表示科目の内容**

⑴　金銭等の信託

金銭等の信託は、売買目的有価証券に分類し、経理処理しています。

⑵　運用寄託金

厚生年金保険法第79条の３第１項及び国民年金法第76条第１項の規定に基づき厚生労働大臣から寄託された積立金を計上しています。

**５．貸借対照表関係**

固定資産の減損に関する事項

該当事項はありません。

**６．キャッシュ・フロー計算書関係**

資金の期末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係

現金及び預金勘定　21,703,744円

資金期末残高　　21,703,744円

**７．金融商品関係**

⑴　金融商品の状況に関する事項

①　金融商品に対する取組方針

当法人は、厚生労働大臣から寄託された年金積立金の管理及び運用を行っています。

この年金積立金の運用は、厚生年金保険法及び国民年金法等に基づき、長期的な観点から安全かつ効率的に行うこととしています。

②　金融商品の内容及びそのリスクと管理体制

当法人が保有する金融商品の内容及びリスクに対する管理体制は、関係法令、業務方法書及び年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針等に基づいています。

当法人が運用目的で保有する資産は、長期的な観点から資産構成割合を定めることにより、国内外の債券、株式等で構成しています。これらの資産は、当法人の特定運用信託契約に基づいて運用しており、貸借対照表において「金銭等の信託」として表示し、売買目的有価証券に分類しています。

また、当該運用資産は、金利や為替の変動による市場リスクや信用リスク等を包含していますが、関係法令等に基づき適切なリスク管理を実施し、これらのリスク管理における実施状況等については、法人の重要な方針を決定するとともに執行部の業務執行を監督する役割を担う経営委員会に報告しています。

③　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額を用いることとしています。

⑵　金融商品の時価等に関する事項

令和７年３月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、現金は注記を省略しており、預金、未収金及び未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しています。

（単位：円）

| | 貸借対照表計上額 | 時　　価 | 差　　額 |
|---|---|---|---|
| 金銭等の信託<br>売買目的有価証券 | 249,782,056,659,620 | 249,782,056,659,620 | — |
| 資　産　計 | 249,782,056,659,620 | 249,782,056,659,620 | — |
| 運用寄託金 | 118,074,182,568,351 | 118,074,182,568,351 | — |
| 負　債　計 | 118,074,182,568,351 | 118,074,182,568,351 | — |

⑶　金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の三つのレベルに分類しています。

レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しています。

②　期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

①　時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

（単位：円）

| 区　分 | 時　　価 | | | |
|---|---|---|---|---|
| | レベル１ | レベル２ | レベル３ | 合計 |
| 金銭等の信託<br>売買目的有価証券 | — | 245,594,351,770,606 | 4,187,704,889,014 | 249,782,056,659,620 |
| 資産計 | — | 245,594,351,770,606 | 4,187,704,889,014 | 249,782,056,659,620 |

②　時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

（単位：円）

| 区　分 | 時　　価 | | | |
|---|---|---|---|---|
| | レベル１ | レベル２ | レベル３ | 合計 |
| 運用寄託金 | — | 118,074,182,568,351 | — | 118,074,182,568,351 |
| 負債計 | — | 118,074,182,568,351 | — | 118,074,182,568,351 |

（注１）　時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金銭等の信託

金銭等の信託の信託財産の構成物である有価証券については、資産管理機関から提示された価格によっています。

なお、当法人の特定運用信託契約に基づき信託契約単位ごとに資産管理機関より提示された価格は、レベル２又はレベル３の時価に分類しています。

運用寄託金

運用寄託金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価としており、レベル２の時価に分類しています。

（注２）　時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債のうちレベル３の時価に関する情報

①　重要な観察できないインプットに関する定量的情報

当法人自身が観察できないインプットを推計していないため、記載していません。

（単位：円）

| | 期首残高 | 損益に計上（＊） | 配分・回収額の純額 | レベル３の時価への振替 | レベル３の時価からの振替 | 期末残高 | 当期の損益に計上した額のうち貸借対照表日において保有する金融資産及び負債の評価損益（＊） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 金銭等の信託<br>売買目的有価証券 | 3,697,236,767,200 | 230,311,132,545 | 260,156,989,269 | — | — | 4,187,704,889,014 | 113,213,855,368 |

（＊）　損益計算書の「資産運用損益」に含まれています。

③　時価の評価プロセスの説明

当法人では時価の算定に関する方針及び手続きを定めており、レベル３の時価は、資産管理機関から提示された価格によることとしています。また、資産管理機関から提示された価格については、その変動要因を毎年度分析するとともに、投資先の投資内容についてモニタリングを実施し、把握しています。

④　重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

当法人自身が観察できないインプットを推計していないため、記載していません。

**８．退職給付引当金**

⑴　採用している退職給付制度の概要

当法人は、役職員の退職給付に充てるため、非積立型の退職一時金制度を採用しています。当該制度では、給与と勤務期間等に基づいた一時金を支給しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しています。

⑵　確定給付制度

①　簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

| | |
|---|---|
| 期首における退職給付引当金 | 990,771,300円 |
| 退職給付費用 | 190,096,600円 |
| 退職給付の支払額 | △ 89,161,700円 |
| 期末における退職給付引当金 | 1,091,706,200円 |

②　退職給付に関連する損益

| | |
|---|---|
| 簡便法で計算した退職給付費用 | 190,096,600円 |

なお、区分経理の財務諸表については、ホームページhttps://www.gpif.go.jp/をご覧ください。

## 企業年金基金解散公告

当企業年金基金は厚生労働大臣の認可を受け基金の解散の認可があったものとみなされたので、次のとおり公告します。

１．企業年金基金の名称

セゾンテクノロジー企業年金基金

２．事業所の所在地　東京都港区赤坂１－８－１

３．実施事業所の名称及び所在地

株式会社セゾンテクノロジー　東京都港区赤坂一丁目８番１号

４．解散の理由　確定給付企業年金法第81条に基づく法第85条第１項による。

５．解散の認可があったものとみなされた事項

当基金の事業主が規約型企業年金を実施することの承認を受け、当基金の加入者等に係る給付の支給に関する権利義務を当該規約型企業年金の事業主に移転・承継すること。

６．解散認可年月日　令和７年10月１日

令和７年10月９日

東京都港区赤坂１－８－１

セゾンテクノロジー企業年金基金

理事長　武田　俊介

# 会社その他の公告

**解散公告**

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月九日

札幌市中央区南十九条西六丁目一番一三号

株式会社藤木商会

代表清算人　藤木　康仁

**解散公告**

当社は、令和七年八月三十一日存続期間の満了により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月九日

青森県上北郡六ヶ所村大字尾駮字野附六一番地二

株式会社ホーミー・イン六ヶ所

代表清算人　郡　健太郎

**解散公告**

当社は、令和七年九月九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月九日

青森県弘前市大字石渡二丁目四番地二コーポ石渡二〇二号室

株式会社システムタカ

代表清算人　小山内　隆憲

**解散公告**

当社は、令和七年八月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月九日

秋田県仙北市田沢湖卒田字早稲田四三〇番地

株式会社わらび座

代表清算人　中村　**隆**

**解散公告**

当社は、令和七年九月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月九日

茨城県古河市小堤一四二〇番地の七

有限会社綾部電気

清算人　綾部　洋之

**解散公告**

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月九日

茨城県日立市千石町三丁目一九番二一号

日新建設株式会社

代表清算人　秋山　宗久

**解散公告**

当社は、令和七年五月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月九日

群馬県高崎市吉井町南陽台二丁目一三番地九

すまいる合同会社

代表清算人　阿部　太郎

**解散公告**

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月九日

埼玉県桶川市鴨川一丁目二一番九号

聖橋相互住宅株式会社

代表清算人　岩倉　皎

**解散公告**

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月九日

千葉県千葉市中央区亥鼻一丁目八番一号

特定非営利活動法人千葉腫瘍外科開発協議会

清算人　松原　久裕

**解散公告**

当社は、令和七年八月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月九日

千葉県流山市おおたかの森北一丁目四番地の一

株式会社次元工房

代表清算人　中村　新

**解散公告**

当社は、令和七年九月三十日解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月九日

千葉県柏市西町九番二号

北辰建設株式会社

代表清算人　赤星　吉彦

**解散公告**

当社は、令和七年九月十五日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月九日

東京都千代田区大手町一丁目四番二号

日英水素合同会社

清算人　丸紅株式会社

職務執行者　柚木　博行

**解散公告**

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月九日

東京都中央区八丁堀四丁目二番一〇号ＡＯＪ税理士法人内

一般社団法人ＶＥＲＥＤ２

代表清算人　出澤　貴人

**解散公告**

当社は、令和七年九月三十日付総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月九日

東京都中央区八丁堀四丁目二番一〇号ＡＯＪ税理士法人内

ＶＥＲＥＤ２合同会社

清算人　出澤　貴人

**解散公告**

当社は、令和七年九月三十日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月九日

東京都大田区東六郷二丁目一三番四号

有限会社飯田屋茶舗

清算人　飯田　勉

**解散公告**

当法人は、令和七年十月八日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月九日

東京都千代田区内神田一丁目三番七号四〇一あすな会計事務所内

一般社団法人ボンドブリッジ３

代表清算人　中垣　光博

**解散公告**

当社は、令和七年十月八日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月九日

東京都千代田区内神田一丁目三番七号四〇一あすな会計事務所内

合同会社ボンドブリッジ３

清算人　中垣　光博

**解散公告**

当社は、総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月九日

東京都千代田区内幸町二丁目一番六号

合同会社ＫＲＦ９５

清算人　一般社団法人ＫＲＦ９５

職務執行者　中津　正憲

**解散公告**

当社は、総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月九日

東京都千代田区内幸町二丁目一番六号

合同会社ＫＩＲＦ

清算人　一般社団法人ＫＩＲＦ

職務執行者　武野氏伸哉

**解散公告**

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月九日

東京都新宿区四谷二丁目九番地一五東京ユナイテッド綜合事務所内

一般社団法人ＴＵ１４

代表清算人　池田　卓也

**解散公告**

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月九日

東京都新宿区四谷二丁目九番地一五東京ユナイテッド綜合事務所内

一般社団法人ＴＵ２８

代表清算人　池田　卓也

**解散公告**

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月九日

東京都大田区田園調布二丁目五一番三号

株式会社鹿島ビル

代表清算人　倉重つや子

**解散公告**

当社は、令和七年九月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月九日

東京都新宿区赤城下町四五ＫＢＣ－Ｄ－五号

ユーナットク合同会社

清算人　虞　紅美

**解散公告**

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月九日

東京都目黒区大岡山一丁目二八番四号

有限会社ブーゼックス

清算人　柳田　渉

**解散公告**

当社は令和七年九月三十日開催の株主総会決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月九日

東京都千代田区霞が関一丁目四番一号日土地ビル四階

アイ・クリプト株式会社

代表清算人　岩佐　眞

**解散公告**

当法人は、社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月九日

東京都千代田区内幸町二丁目一番六号

一般社団法人ＫＲＦ９３

代表清算人　中津　正憲

**解散公告**

当法人は、社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月九日

東京都千代田区内幸町二丁目一番六号

一般社団法人ＫＨＦ８

代表清算人　中津　正憲

**解散公告**

当法人は、社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月九日

東京都千代田区内幸町二丁目一番六号

一般社団法人ＫＲＦ１０３

代表清算人　中津　正憲

**解散公告**

当法人は、社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月九日

東京都千代田区内幸町二丁目一番六号

一般社団法人ＫＳＩＦ

代表清算人　武野氏伸哉

**解散公告**

当法人は、社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月九日

東京都千代田区内幸町二丁目一番六号

一般社団法人ＫＲＦ１０４

代表清算人　中津　正憲

**解散公告**

当法人は、社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月九日

東京都千代田区丸の内二丁目二番一号岸本ビルヂング六階

特定非営利活動法人最強の課長研究会

清算人　安藤　博

**解散公告**

当法人は、令和七年九月二十六日開催の臨時総会の決議にて解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月九日

東京都千代田区内幸町二丁目一番六号

一般社団法人恩田原ホールディングス

代表清算人　中津　正憲

**解散公告**

当法人は、社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月九日

東京都千代田区内幸町二丁目一番六号

一般社団法人日本掃除能力検定協会

代表清算人　盛　傑

**解散公告**

当社は、令和七年九月三十日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月九日

東京都港区六本木一丁目九番一〇号アークヒルズ仙石山森タワー四〇階

ジー・ジェイ・レジデンス・ツー特定目的会社

代表清算人　髙橋　法彦

**解散公告**

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月九日

東京都港区六本木一丁目九番一〇号アークヒルズ仙石山森タワー四〇階

ジー・ジェイ・レジデンス・ツー合同会社

清算人　髙橋　法彦

**解散公告**

当社は、令和七年九月二十四日開催の株主総会の決議により同日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月九日

東京都中央区八丁堀三丁目一八番九号第二直平ビル二階

株式会社ユーエヌエージャパン

代表清算人　デニス・クー

**解散公告**

当法人は、令和六年三月三十日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月九日

東京都新宿区中落合一丁目八番六号カーサ中落合一〇一

特定非営利活動法人日本エクストリーム・マーシャルアーツ協会

清算人　杉口　秀樹

**解散公告**

当社は、令和七年九月二十五日付会社法第三一九条第一項の規定による株主総会の書面決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月九日

東京都葛飾区東四つ木四丁目三〇番一一号

片山テクニカルセンター株式会社

代表清算人　中里　隆之

**解散公告**

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月九日

東京都西多摩郡瑞穂町箱根ケ崎東松原一三―一一

有限会社新栄商事

代表清算人　石川　裕一

**解散公告**

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月九日

東京都中央区銀座一丁目六番一一号土志田ビルディング三F

合同会社Ｓｗａｌｌｏｗ

清算人　中村　武

**解散公告**

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月九日

横浜市泉区岡津町一五七九番地

有限会社メゾンド岸井

清算人　岸井千代子

**解散公告**

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月九日

神奈川県相模原市中央区上溝一七二九番地一

株式会社イエローウッド

代表清算人　横山　肇

**解散公告**

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月九日

横浜市瀬谷区東野台四一番地

株式会社あづまのキッチン

代表清算人　野口　徳子

**解散公告**

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月九日

横浜市鶴見区岸谷二丁目一四番二号

有限会社祥

清算人　山﨑　利春

**解散公告**

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月九日

神奈川県横浜市金沢区釜利谷東七丁目三番九号

合同会社ＳＡＴＯＲＩ

清算人　山本　宏

**解散公告**

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月九日

横浜市中区常盤町三丁目二五番地サンビル九階

有限会社羽田不動産鑑定事務所

清算人　羽田　直美

**解散公告**

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月九日

富山県高岡市戸出一六四一番地一三

株式会社年輪

代表清算人　能作　佳世

**解散公告**

当社は、令和七年七月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月九日

石川県金沢市北町乙六〇番地一　北町三和ビル四〇一号

小川産業株式会社

代表清算人　小川　匡子

**解散公告**

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月九日

石川県金沢市長土塀二丁目七番七号

株式会社かわ

代表清算人　河野　一美

**解散公告**

当社は、令和七年九月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月九日

福井県敦賀市三島町一丁目一番七号

株式会社ツルデン

代表清算人　山田　実

**解散公告**

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月九日

長野市大字徳間四七八番地四

有限会社飯島米穀店

清算人　飯島美智子

**解散公告**

当社は、令和七年九月十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月九日

岐阜県岐阜市早田町一丁目四番地

株式会社ＩＰ調査塾

代表清算人　松尾　健司

**解散公告**

当社は、令和七年七月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月九日

岐阜県羽島市堀津町前谷一二九番地

合同会社Ｍ―ＳＴＡＧＥ

清算人　内田　将紀

**解散公告**

当社は、令和七年八月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月九日

岐阜県加茂郡坂祝町酒倉一七八一番地の一

有限会社北村商店

清算人　北村　永伯

**解散公告**

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月九日

静岡県藤枝市瀬戸新屋一七一番地の一

有限会社グリーシーヌコーポレーション

清算人　松浦　真理

**解散公告**

当社は令和七年九月十九日の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月九日

静岡県焼津市高新田一四一四番地

株式会社伊藤電設

代表清算人　岩山　雅一

連絡先　静岡県藤枝市田沼三―二〇―二四

一階　岩山雅一法律事務所

**解散公告**

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月九日

静岡県島田市高砂町六二四三番地の一

駿河宮合同会社

代表清算人　宮下　一幸

**解散公告**

当社は、令和七年六月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月九日

愛知県日進市梅森町上松三五一番地三

ＴＳＵＷＡＭＯＮＯ株式会社

代表清算人　武臣　辰徳

**解散公告**

当社は、令和七年九月十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月九日

愛知県刈谷市小垣江町本郷下四二番地七

有限会社伍代

清算人　黒柳　喜司

**解散公告**

当社は、令和七年九月一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月九日

愛知県名古屋市西区名駅二丁目三四番一七号セントラル名古屋一一〇一号

合同会社ＮＩＺＹＵ

代表清算人　陳　燦輝

**解散公告**

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月九日

滋賀県守山市杉江町六三〇番地一

株式会社スカイライトチューブ滋賀

代表清算人　井上　昇

**解散公告**

当社は、令和七年七月三十一日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月九日

京都府京都市山科区西野色町五二番地九

ｊｆｏｒｔ京都山科一〇三号室

ＣＯＮＮＥＣＴ株式会社

代表清算人　早﨑　嘉高

**解散公告**

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月九日

大阪府堺市北区百舌鳥梅町三丁五二番地三

株式会社加賀塗装

代表清算人　加賀　聡

**解散公告**

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月九日

大阪市中央区南船場三―二―二二おきに南船場ビル二〇五　GC Style㈱司㈱芒

清算人　三木　雅史

**解散公告**

当社は、株主総会の決議により、令和七年九月十九日に解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月九日

大阪市中央区中寺二丁目一番三二―一一〇四号　有限会社トルトゥコーポレーション

清算人　亀本　清志

**解散公告**

当法人は、令和七年九月二十三日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月九日

大阪府泉南郡熊取町野田二丁目二三番二〇号

ＮＰＯ法人ＣｏｎｏａｓＳ

清算人　吉田　傑

**解散公告**

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月九日

大阪府泉佐野市羽倉崎二丁目二番四〇号

株式会社Ａｂｙトレーディング

代表清算人　殿元　幸正

**解散公告**

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月九日

神戸市中央区加納町二丁目二番七号

Ｉｎｔｅｒｎａｔｉｏｎａｌ　Ｄｒｏｎ

ｅ　Ａｃａｄｅｍｙ株式会社

代表清算人　福岡　賢二

**解散公告**

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月九日

島根県江津市都治町五〇四番地二

藤正建設工業株式会社

代表清算人　藤井　清江

**解散公告**

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月九日

岡山県玉野市奥玉三丁目五番七号

有限会社エヌエス

代表清算人　船橋　順子

**解散公告**

当社は、令和七年九月四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月九日

広島県安芸郡坂町北新地四丁目一番三九号

株式会社シンワメタル

代表清算人　酒井　俊彦

**解散公告**

当社は、令和七年九月八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月九日

広島県福山市松永町二丁目二七番一八号

有限会社タケヤコーポレーション

清算人　武田　彌生

**解散公告**

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月九日

広島県東広島市西条町寺家四八四五番地の一

有限会社ダブル企画

清算人　渡部智佳美

**解散公告**

当社は、令和七年八月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月九日

山口県萩市大字山田字東沖田四二五一番地一

ＫＴＫフーヅ合同会社

清算人　小橋　正伸

**解散公告**

当社は、令和七年九月十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月九日

香川県綾歌郡宇多津町二五二六―一一

小西運送株式会社

代表清算人　小西　亘

**解散公告**

当社は、令和七年九月二十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月九日

高知県高知市五台山三五七七番地

有限会社竹林寺観光

清算人　海老塚るり子

**解散公告**

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月九日

福岡県築上郡築上町大字東築城二五八番地

有限会社みどりや

清算人　井上　美幸

**解散公告**

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月九日

福岡県北九州市若松区今光二丁目九番二九号

若松商事株式会社

代表清算人　野口　幸久

**解散公告**

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月九日

福岡県北九州市戸畑区旭町三番五号

有限会社毎日屋

清算人　白旗　巌

**解散公告**

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月九日

佐賀県西松浦郡有田町広瀬甲八二四番地一

有限会社池時製陶所

清算人　池田　光弘

**解散公告**

当社は、株主総会の決議により令和七年八月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月九日

長崎県佐世保市小佐々町西川内二八一番地

三　　有限会社松田自動車整備工場

清算人　松田　節子

**解散公告**

当社は、令和七年九月一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月九日

宮崎県児湯郡木城町大字椎木四五五〇番地二

有限会社オレンジ

清算人　小野　紀子

**解散公告**

当社は、令和七年九月二十四日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月九日

沖縄県うるま市石川東恩納一六七九番地

四、三階

合同会社Ｑｕａｌｉｔｙ　Ｓｔａｆｆｉｎｇ

清算人　伊佐　元子

**第32期決算公告**　　令和７年９月２日

東京都新宿区市谷田町２丁目７番地15

市ヶ谷クロスプレイス８階

**株式会社ワールドアベニュー**

代表取締役　松久保健太

**貸借対照表の要旨**（令和７年６月30日現在）

| 科目 | | 金額(円) |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 257,482,288 |
| | 固定資産 | 20,120,429 |
| | **資産合計** | **277,602,717** |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 160,459,207 |
| | 固定負債 | 8,500,000 |
| | 株主資本 | 108,643,510 |
| | 資本金 | 13,000,000 |
| | 利益剰余金 | 95,643,510 |
| | 利益準備金 | 11,100,000 |
| | その他利益剰余金 | 84,543,510 |
| | （うち当期純利益） | (10,180,371) |
| | **負債・純資産合計** | **277,602,717** |

**解散公告**

当法人は、令和七年九月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月九日

沖縄県那覇市久茂地二丁目五―一ホテルサンパレス球陽館内

一般社団法人おきなわ離島応援団

清算人　豊見山和美

**解散公告**

当社は、令和七年八月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月九日

沖縄県国頭郡伊江村字川平二八三

株式会社ＴＡＢＩハピネス

代表清算人　長谷川桂子

**解散公告（第二回）**

当法人は、令和六年八月十日開催の社員総会の決議並びに岩手県知事の認可により、令和七年八月二十日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年十月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月九日

岩手県奥州市江刺川原町三番一二号

医療法人社団伊藤内科医院

清算人　伊藤　知夫

**解散公告（第二回）**

当法人は、解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年十月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月九日

山形県新庄市大手町二番一〇号

学校法人新庄こひつじ学園

清算人　芳賀　欣一

**解散公告（第二回）**

当法人は、令和七年八月二十八日福島地方裁判所郡山支部の解散命令により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年十月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月九日

（登記簿上の主たる事務所）

福島県郡山市大字牛縊本郷字舘一三四番地

宗教法人宝鏡院

清算人　弁護士　柾谷　智徳

連絡先　福島県郡山市愛宕町三番二六号

柾谷智徳法律事務所

**解散公告（第二回）**

当法人は、令和七年五月六日開催の集会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年十月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月九日

埼玉県川口市大字安行藤八四六番地の三〇

安行若葉台団地管理組合法人

清算人　池原　泰男

**解散公告（第二回）**

当法人は解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年十月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。尚、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月九日

東京都大田区雪谷大塚町一八番九号

医療法人社団松原内科

清算人　小林　優子

**解散公告（第二回）**

当法人は、令和七年九月十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年十月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月九日

広島市南区猿猴橋町二番一一号広島駅前クリニックビル二階

医療法人社団吉田眼科医院

清算人　吉田　秀人

**解散公告（第三回）**

当法人は、福島地方裁判所の命令により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年十月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月九日

福島県伊達郡国見町大字西大枝字水口一三番地

宗教法人神道修成派大国教会

清算人　弁護士　藤井　和久

連絡先　福島県福島市仲間町二番一三号

コーポエクセルⅡ二〇一号藤井法律事務所

**解散公告（第三回）**

当法人は、令和七年五月十七日開催の社員総会の決議並びに広島市長の認可により、令和七年九月三日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年十月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月九日

広島市西区横川町二丁目七番一九号

医療法人栄平会

清算人　平岡　徹郎

**第３期決算公告**　令和７年８月27日

東京都千代田区神田須田町１―16

ＲＡＸＡ神田須田町４階

**リエゾン・ロジスティクス・マネジメント株式会社**

**貸借対照表の要旨**（令和７年６月30日現在）

| 科目 | | 金額(円) |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 92,441,301 |
| | 固定資産 | 531,918,196 |
| | **資産合計** | **624,359,497** |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 61,286,088 |
| | 固定負債 | 445,000,000 |
| | 株主資本 | 118,073,409 |
| | 資本金 | 16,550,000 |
| | 資本剰余金 | 16,550,000 |
| | 資本準備金 | 16,550,000 |
| | 利益剰余金 | 84,973,409 |
| | その他利益剰余金 | 84,973,409 |
| | （うち当期純利益） | (77,042,227) |
| | **負債・純資産合計** | **624,359,497** |

**第 14 期決算公告**　令和７年10月９日

東京都港区海岸１丁目７番１号

**汐留リース株式会社**

代表取締役　三村　一平

**貸借対照表の要旨**（令和７年６月30日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 252,793 |
| | 合計 | 252,793 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 950 |
| | 株主資本 | 251,843 |
| | 資本金 | 10,000 |
| | 資本剰余金 | 413,806 |
| | 資本準備金 | 413,806 |
| | 利益剰余金 | △171,963 |
| | その他利益剰余金 | △171,963 |
| | （うち当期純損失） | (1,474) |
| | 合計 | 252,793 |

## 第 25 期 決 算 公 告

2025年10月９日

石川県金沢市上堤町１番12号
金沢南町ビルディング８階
**株式会社イーネットソリューションズ**
代表取締役社長　上岸　弘和

**貸借対照表の要旨**　（2025年６月30日現在）　（単位：千円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| 流動資産 | 1,375,241 | 流動負債 | 382,630 |
| 固定資産 | 312,359 | 固定負債 | 126,632 |
| | | （うち役員退職慰労引当金） | (61,514) |
| | | 株主資本 | 1,178,338 |
| | | 資本金 | 50,000 |
| | | 利益剰余金 | 1,128,338 |
| | | 利益準備金 | 2,770 |
| | | その他利益剰余金 | 1,125,568 |
| | | （うち当期純利益） | (229,180) |
| **資産合計** | **1,687,600** | **負債・純資産合計** | **1,687,600** |

**配当公告**

長野市篠ノ井塩崎一九二番地三（商業登記簿上の本店所在地）長野市篠ノ井塩崎四〇四三番地　破産者　株式会社タケムラ

右の者に対する長野地方裁判所令和六年（フ）第七五号破産事件の最終配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額　金三五五、四六四、四五〇円

一、配当することのできる金額　金一〇五、六六七、七七六円

令和七年十月九日

長野県長野市妻科四二六　長野県建築士会館七階　高橋法律事務所

破産管財人弁護士　高橋　聖明

---

**第４期決算公告**

令和７年10月９日

東京都港区六本木４－８－７

**株式会社Ｈ**

代表取締役　林　亮治

**貸借対照表の要旨**

（令和７年５月31日現在）（単位：百万円）

| 科目 | | 金額 |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 170 |
| | 固定資産 | 68 |
| | **資産合計** | **238** |
| 負純資産債及びの部 | 流動負債 | 192 |
| | 株主資本 | 46 |
| | 資本金 | 1 |
| | 利益剰余金 | 45 |
| | 利益準備金 | 0 |
| | その他利益剰余金 | 45 |
| | （うち当期純利益） | （13） |
| | **負債・純資産合計** | **238** |

---

**第２期決算公告**　令和７年９月22日

東京都渋谷区渋谷一丁目11番１号

**株式会社ハナヒラク**

代表取締役　岡部　鈴花

**貸借対照表の要旨**（令和７年６月30日現在）

| 科目 | | 金額（千円） |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 30,957 |
| | 固定資産 | 256 |
| | 繰延資産 | 121 |
| | **資産合計** | **31,334** |
| 負純資産債及びの部 | 流動負債 | 4,461 |
| | （うち賞与引当金） | （217） |
| | 固定負債 | 35,000 |
| | 株主資本 | △8,126 |
| | 資本金 | 20,000 |
| | 利益剰余金 | △28,126 |
| | その他利益剰余金 | △28,126 |
| | （うち当期純損失） | （27,853） |
| | **負債・純資産合計** | **31,334** |

---

**第５期決算公告**　令和７年９月22日

東京都渋谷区渋谷一丁目11番１号

**アポロ株式会社**

代表取締役　宮地　謙輔

**貸借対照表の要旨**（令和７年６月30日現在）

| 科目 | | 金額（千円） |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 337,206 |
| | 固定資産 | 64,957 |
| | **資産合計** | **402,164** |
| 負純資産債及びの部 | 流動負債 | 218,156 |
| | 固定負債 | 4,036 |
| | 株主資本 | 179,971 |
| | 資本金 | 8,200 |
| | 資本剰余金 | 4,080 |
| | 資本準備金 | 4,080 |
| | 利益剰余金 | 167,691 |
| | 利益準備金 | 2,070 |
| | その他利益剰余金 | 165,620 |
| | （うち当期純利益） | （32,071） |
| | **負債・純資産合計** | **402,164** |

---

**第２期決算公告**　令和７年10月９日

東京都台東区松が谷一丁目14番14号

ニューロング株式会社内

**ニューロングマシンテック株式会社**

代表取締役　巻　　秀樹

**貸借対照表の要旨**（令和７年６月30日現在）

| 科目 | | 金額（千円） |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 12,396 |
| | **合計** | **12,396** |
| 負純資産債及びの部 | 流動負債 | 180 |
| | 株主資本 | 12,216 |
| | 資本金 | 20,000 |
| | 利益剰余金 | △7,783 |
| | その他利益剰余金 | △7,783 |
| | （うち当期純損失） | （4,658） |
| | **合計** | **12,396** |

---

**第１期決算公告**　令和７年３月31日

東京都港区元麻布三丁目１番６号

**Strider Technologies Japan株式会社**

代表取締役　ジェームズ・ラッセル・ハリソン

**貸借対照表の要旨**（令和６年12月31日現在）

| 科目 | | 金額（円） |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 43,349,404 |
| | 固定資産 | 3,446,446 |
| | **資産合計** | **46,795,850** |
| 負純資産債及びの部 | 流動負債 | 106,500,144 |
| | 株主資本 | △59,704,294 |
| | 資本金 | 10,000 |
| | 利益剰余金 | △59,714,294 |
| | その他利益剰余金 | △59,714,294 |
| | （うち当期純損失） | （59,714,294） |
| | **負債・純資産合計** | **46,795,850** |

---

**第50期決算公告**　令和７年10月９日

鹿児島県薩摩川内市樋脇町塔之原11356番地１

**田苑酒造株式会社**

代表取締役　本坊俊一郎

**貸借対照表の要旨**（令和７年６月30日現在）

| 科目 | | 金額（百万円） |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 3,916 |
| | 固定資産 | 659 |
| | **合計** | **4,575** |
| 負純資産債及びの部 | 流動負債 | 182 |
| | 固定負債 | 34 |
| | 株主資本 | 4,354 |
| | 資本金 | 100 |
| | 利益剰余金 | 4,254 |
| | 利益準備金 | 55 |
| | その他利益剰余金 | 4,199 |
| | （うち当期純利益） | （25） |
| | 評価・換算差額等 | 5 |
| | **合計** | **4,575** |

## 第７期決算公告

令和７年10月９日　東京都品川区大崎一丁目２番２号
**ファインディ株式会社**
代表取締役　山田裕一朗

**貸借対照表の要旨**（令和２年12月31日現在）（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| 流動資産 | 923 | 流動負債 | 202 |
| 固定資産 | 52 | 賞与引当金 | 7 |
| | | 固定負債 | 166 |
| | | **負債合計** | **369** |
| | | 株主資本 | 606 |
| | | 資本金 | 100 |
| | | 資本剰余金 | 657 |
| | | 資本準備金 | 657 |
| | | 利益剰余金 | △151 |
| | | その他利益剰余金 | △151 |
| | | （うち当期純損失） | （151） |
| | | **純資産合計** | **606** |
| **資産合計** | **976** | **負債・純資産合計** | **976** |

## 第69期決算公告

令和７年10月９日
大阪市北区天満二丁目７番30号
**朝日企業株式会社**
代表取締役社長　村上　博崇

**貸借対照表の要旨**
（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| 流動資産 | 3,180,414 | 流動負債 | 2,478,297 |
| 固定資産 | 1,295,880 | 固定負債 | 351,328 |
| | | （退職給付引当金） | （10,106） |
| | | 株主資本 | 1,646,668 |
| | | 資本金 | 100,000 |
| | | 資本剰余金 | 70,000 |
| | | その他資本剰余金 | 70,000 |
| | | 利益剰余金 | 1,476,668 |
| | | 利益準備金 | 50,000 |
| | | その他利益剰余金 | 1,426,668 |
| | | （うち当期純利益） | （372,670） |
| **資産合計** | **4,476,294** | **負債・純資産合計** | **4,476,294** |

## 第200期決算公告

令和７年10月９日
岡山市北区中山下二丁目８番50号
**中鉄バス株式会社**
代表取締役　藤田　祥江

**貸借対照表の要旨**
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

| 資産の部 | | 負債及び純資産の部 | |
|---|---|---|---|
| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
| 流動資産 | 275,064 | 流動負債 | 229,579 |
| 固定資産 | 128,367 | 固定負債 | 224,501 |
| 有形固定資産 | 86,934 | **負債合計** | **454,080** |
| 無形固定資産 | 12,398 | 株主資本 | △50,649 |
| 投資その他の資産 | 29,035 | 資本金 | 100,000 |
| | | 利益剰余金 | △150,649 |
| | | その他利益剰余金 | △150,649 |
| | | （うち当期純利益） | （27,569） |
| | | **純資産合計** | **△50,649** |
| **資産合計** | **403,431** | **負債・純資産合計** | **403,431** |

## 第３期決算公告

令和７年10月９日　東京都港区港南二丁目15番３号
品川インターシティＣ棟７階
**ブラウンフォーマンジャパン株式会社**
代表取締役　アーロン・ジェイ・マーティン

**貸借対照表の要旨**（令和７年４月30日現在）（単位：千円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| 流動資産 | 7,392,965 | 流動負債 | 3,171,182 |
| 固定資産 | 801,529 | 賞与引当金 | 147,940 |
| | | リベート引当金 | 422,861 |
| | | 固定負債 | 5,942,108 |
| | | 退職給与引当金 | 54,250 |
| | | 株主資本 | △918,796 |
| | | 資本金 | 10,000 |
| | | 資本剰余金 | 1,000 |
| | | 資本準備金 | 1,000 |
| | | 利益剰余金 | △929,796 |
| | | その他利益剰余金 | △929,796 |
| | | （うち当期純損失） | （673,780） |
| **資産合計** | **8,194,495** | **負債・純資産合計** | **8,194,495** |

## 第11期決算公告

令和７年10月９日
東京都荒川区東日暮里五丁目16番１－1904
リーデンスタワー
**株式会社ドリームハウス**
代表取締役　青山　雪音

**貸借対照表の要旨**（令和７年７月31日現在）

| 科目 | | 金額（千円） |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 78,896 |
| | 固定資産 | 732,730 |
| | **資産合計** | **811,626** |
| 負純資債及産のび部 | 流動負債 | 363,970 |
| | 固定負債 | 441,043 |
| | 株主資本 | 6,613 |
| | 資本金 | 10,000 |
| | 利益剰余金 | △3,387 |
| | その他利益剰余金 | △3,387 |
| | （うち当期純利益） | （5,214） |
| | **負債・純資産合計** | **811,626** |

## 第12期決算公告

令和７年10月９日
東京都港区虎ノ門三丁目10番４号
**株式会社Ｍｉｚｕｋｉ**
代表取締役　新納　英明

**貸借対照表の要旨**
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

| 科目 | | 金額 |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 26,712 |
| | 固定資産 | 30,471 |
| | **合計** | **57,183** |
| 負純資債及産のび部 | 流動負債 | 1,093 |
| | 固定負債 | 15,000 |
| | 株主資本 | 41,090 |
| | 資本金 | 95,200 |
| | 利益剰余金 | △54,110 |
| | （うち当期純利益） | （105,716） |
| | **合計** | **57,183** |

### 資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八千五百二十万円減少し、一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年十二月二十一日であり、株主総会の決議は令和七年九月十六日に終了しております。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表は左記のとおりです。

令和七年十月九日
東京都港区虎ノ門三丁目十番四号
株式会社Ｍｉｚｕｋｉ
代表取締役　新納　英明

## 第７期決算公告

令和７年10月９日
東京都渋谷区広尾五丁目１番25号
広尾ヴィラージュ４階
**バング・アンド・オルフセン・ジャパン株式会社**
代表取締役　村島　雅弘

**貸借対照表の要旨**（令和７年５月31日現在）

| 科目 | | 金額（千円） |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 352,056 |
| | 固定資産 | 13,616 |
| | **資産合計** | **365,672** |
| 負純資債及産のび部 | 流動負債 | 400,535 |
| | 保証損失引当金 | 1,956 |
| | 株主資本 | △34,862 |
| | 資本金 | 10,000 |
| | 利益剰余金 | △44,862 |
| | その他利益剰余金 | △44,862 |
| | （うち当期純損失） | （8,000） |
| | **負債・純資産合計** | **365,672** |

## 第84期決算公告

令和７年10月９日
東京都江戸川区東瑞江一丁目20番３号
**東京イチダ株式会社**
代表取締役　市田　宏志

**貸借対照表の要旨**（令和７年１月31日現在）

| 科目 | | 金額（千円） |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 129,329 |
| | 固定資産 | 122,017 |
| | **合計** | **251,346** |
| 負純資債及産のび部 | 流動負債 | 99,172 |
| | 固定負債 | 150,750 |
| | 株主資本 | 1,424 |
| | 資本金 | 30,000 |
| | 利益剰余金 | △28,576 |
| | 利益準備金 | 5,000 |
| | その他利益剰余金 | △33,576 |
| | （うち当期純利益） | （3,307） |
| | **合計** | **251,346** |

### 合併公告

左記会社は合併して、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は、次のとおりです。

（甲）掲載日付　官報　令和六年十二月二十五日
掲載頁　七〇頁（号外第三〇一号）
左記のとおりです。

（乙）令和七年十月九日
埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目一番地五
代表取締役　株式会社サイサン　一川本知彦
東京都江戸川区東瑞江一丁目二〇番三号
代表取締役　東京イチダ株式会社　市田宏志

## 第17期決算公告

令和７年10月９日
岡山県津山市東一宮1234番地１
**中鉄北部バス株式会社**
代表取締役　藤田　祥江

**貸借対照表の要旨**（令和７年３月31日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 114,299 |
| | 固定資産 | 120,262 |
| | 資産合計 | 234,562 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 170,514 |
| | 修繕引当金 | 14,698 |
| | 負債合計 | 170,514 |
| | 株主資本 | 64,047 |
| | 資本金 | 10,000 |
| | 利益剰余金 | 54,047 |
| | その他利益剰余金 | 54,047 |
| | （うち当期純損失） | (12,272) |
| | 純資産合計 | 64,047 |
| | 負債・純資産合計 | 234,562 |

## 第40期決算公告

令和７年10月９日
岐阜県岐阜市住ノ江町一丁目１番地
**株式会社タイコー**
代表取締役　桧山　正徳

**貸借対照表の要旨**（令和６年12月31日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 91,466 |
| | 固定資産 | 199,348 |
| | 合計 | 290,814 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 121,479 |
| | 株主資本 | 169,335 |
| | 資本金 | 30,000 |
| | 利益剰余金 | 139,335 |
| | その他利益剰余金 | 139,335 |
| | （うち当期純損失） | (50,297) |
| | 合計 | 290,814 |

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を二千万円減少し一千万円とし、減少する資本金の額全額を資本準備金とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年十一月三十日であり、株主総会の決議は、令和七年九月二十日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月九日
岐阜県岐阜市住ノ江町一丁目一番地
株式会社タイコー
代表取締役　桧山　正徳

## 第39期決算公告

令和７年10月９日
茨城県水戸市千波町1975番地１
**いばらき中央建設株式会社**
代表取締役　梶山　和彦

**貸借対照表の要旨**（令和７年３月31日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 902,119 |
| | 固定資産 | 13,682 |
| | 合計 | 915,801 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 289,433 |
| | 固定負債 | 0 |
| | 株主資本 | 626,368 |
| | 資本金 | 20,000 |
| | 利益剰余金 | 606,368 |
| | 利益準備金 | 5,000 |
| | その他利益剰余金 | 601,368 |
| | （うち当期純利益） | (37,422) |
| | 合計 | 915,801 |

## 第49期決算公告

令和７年10月９日
名古屋市中村区名駅南一丁目１番15号
**株式会社鳥久**
代表取締役　竹中　　均

**貸借対照表の要旨**（令和６年12月31日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 61,730 |
| | 固定資産 | 302,121 |
| | 合計 | 363,852 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 504 |
| | 固定負債 | 346,898 |
| | 株主資本 | 16,449 |
| | 資本金 | 12,000 |
| | 利益剰余金 | 4,449 |
| | 利益準備金 | 3,000 |
| | その他利益剰余金 | 1,449 |
| | （うち当期純利益） | (4,112) |
| | 合計 | 363,852 |

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を二百万円減少し一千万円とすることとし、その減少額を資本準備金に振り替えることといたしました。

効力発生日は令和七年十二月一日であり、株主総会の決議は、令和七年九月十三日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月九日
名古屋市中村区名駅南一丁目一番一五号
株式会社鳥久
代表取締役　竹中　均

## 第９期決算公告

令和７年10月９日
茨城県古河市尾崎3958
**古河アスコン株式会社**
代表取締役　志賀　裕嗣

**貸借対照表の要旨**（令和７年３月31日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 375,338 |
| | 固定資産 | 336 |
| | 合計 | 375,674 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 243,885 |
| | 固定負債 | 0 |
| | 株主資本 | 131,789 |
| | 資本金 | 10,000 |
| | 利益剰余金 | 121,789 |
| | 利益準備金 | 2,500 |
| | その他利益剰余金 | 119,289 |
| | （うち当期純利益） | (63,087) |
| | 合計 | 375,674 |

## 貸借対照表の要旨

（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

| 科目 | | 金額 |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 7,558,392 |
| | 固定資産 | 2,670,375 |
| | 合計 | 10,228,768 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 2,927,535 |
| | 固定負債 | 1,517,201 |
| | 株主資本 | 5,784,031 |
| | 資本金 | 100,000 |
| | 資本剰余金 | 54,497 |
| | 資本準備金 | 5,640 |
| | その他資本剰余金 | 48,857 |
| | 利益剰余金 | 5,629,533 |
| | 利益準備金 | 4,550 |
| | その他利益剰余金 | 5,624,983 |
| | （うち当期純利益） | (33,972) |
| | 合計 | 10,228,768 |

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を五千万円減少し五千万円とし、減少する資本金の額全額をその他資本剰余金とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年十二月十五日であり、株主総会の決議は、令和七年九月十六日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月九日
愛知県豊橋市広小路一丁目六番地
株式会社精文館書店
代表取締役　木和田泰正

## 第10期決算公告

令和７年10月９日
茨城県東茨城郡茨城町小幡字板橋930
**株式会社いばらき中央アスコン**
代表取締役　根本　和宏

**貸借対照表の要旨**（令和７年３月31日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 279,862 |
| | 固定資産 | 928 |
| | 合計 | 280,790 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 223,161 |
| | 固定負債 | 0 |
| | 株主資本 | 57,629 |
| | 資本金 | 10,000 |
| | 利益剰余金 | 47,629 |
| | 利益準備金 | 2,500 |
| | その他利益剰余金 | 45,129 |
| | （うち当期純損失） | (1,399) |
| | 合計 | 280,790 |

## 第45期決算公告

令和７年10月９日
広島県呉市倉橋町785番地の２
**株式会社七福組**
代表取締役　松村　健三

**貸借対照表の要旨**

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

| 科目 | | 金額 |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 286,851 |
| | 固定資産 | 728,443 |
| | 合計 | 1,015,294 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 71,292 |
| | 固定負債 | 958,382 |
| | 株主資本 | △ 14,380 |
| | 資本金 | 20,000 |
| | 利益剰余金 | △ 34,380 |
| | その他利益剰余金 | △ 34,380 |
| | （うち当期純損失） | (12,868) |
| | 合計 | 1,015,294 |

**合併公告**

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 左記のとおりです。
(乙) 計算書類の公告義務はありません。

令和七年十月九日
広島県呉市倉橋町七八五番地の二
(甲) 株式会社七福組
代表取締役　松村　健三
広島県呉市倉橋町七八五番地の二
(乙) 有限会社七福海運
代表取締役　松村　幸一

## 資本準備金の額の減少公告

当社は、株式交換により増加予定の資本準備金の額を二億五千二百六十一万三千六百三十九円減少し、その他資本剰余金へ振り替えることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月九日

徳島県徳島市大道一丁目一〇番地
中筋建工株式会社
代表取締役　中筋　章聡

## 第76期決算公告

令和７年10月９日
徳島県徳島市大道一丁目10番地
**中筋建工株式会社**
代表取締役　中筋　章聡

**貸借対照表の要旨**（令和７年３月31日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 283,554 |
| | 固定資産 | 94,667 |
| | 合計 | 378,221 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 99,427 |
| | 固定負債 | 134,948 |
| | 株主資本 | 143,846 |
| | 資本金 | 65,000 |
| | 資本剰余金 | 0 |
| | 資本準備金 | 0 |
| | 利益剰余金 | 78,846 |
| | その他利益剰余金 | 78,846 |
| | （うち当期純利益） | (1,036) |
| | 合計 | 378,221 |

## 第11期決算公告

令和７年10月９日
茨城県水戸市中原町77
**株式会社茨城舗設**
代表取締役　小沼　孝光

**貸借対照表の要旨**（令和７年３月31日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 717,387 |
| | 固定資産 | 5,139 |
| | 合計 | 722,526 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 248,120 |
| | 固定負債 | 0 |
| | 株主資本 | 474,406 |
| | 資本金 | 20,000 |
| | 利益剰余金 | 454,406 |
| | 利益準備金 | 5,000 |
| | その他利益剰余金 | 449,406 |
| | （うち当期純利益） | (86,340) |
| | 合計 | 722,526 |

## 資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三〇〇〇万円減少し一〇〇〇万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月九日

東京都品川区西五反田二―一九―一二
ＶＥＮＴＵＲＥＭＡＦＩＡ一号店一三四号室
株式会社オルトリズム
代表取締役　紙中　良太

## 第12期決算公告

令和７年10月９日
東京都品川区西五反田２―19―12
ＶＥＮＴＵＲＥＭＡＦＩＡ１号店134号室
**株式会社オルトリズム**
代表取締役　紙中　良太

**貸借対照表の要旨**（令和７年６月30日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 38,511 |
| | 固定資産 | 2,809 |
| | 資産合計 | 41,320 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 35,415 |
| | 負債合計 | 35,415 |
| | 株主資本 | 5,904 |
| | 資本金 | 40,000 |
| | 利益剰余金 | △34,095 |
| | その他利益剰余金 | △34,095 |
| | （うち当期純利益） | (360) |
| | 純資産合計 | 5,904 |
| | 負債・純資産合計 | 41,320 |

## 第15期決算公告

令和７年10月９日
茨城県つくば市みどりの南17―２
**筑波グリーンアスコン株式会社**
代表取締役　山本　勇蔵

**貸借対照表の要旨**（令和７年３月31日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 466,787 |
| | 固定資産 | 607 |
| | 合計 | 467,394 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 494,469 |
| | 固定負債 | 0 |
| | 株主資本 | △27,075 |
| | 資本金 | 10,000 |
| | 利益剰余金 | △37,075 |
| | 利益準備金 | 2,500 |
| | その他利益剰余金 | △39,575 |
| | （うち当期純損失） | (35,112) |
| | 合計 | 467,394 |

## 資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千五百万円減少し四千九百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月九日

大阪市淀川区西中島一丁目一一番三四号
株式会社リビアス
代表取締役　大西　昌宏

## 第24期決算公告

令和７年10月９日
大阪市淀川区西中島一丁目11番34号
**株式会社リビアス**
代表取締役　大西　昌宏

**貸借対照表の要旨**　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| 流動資産 | 840,799 | 流動負債 | 670,799 |
| 固定資産 | 704,940 | （うち賞与引当金） | (15,000) |
| 繰延資産 | 91 | 固定負債 | 1,015,772 |
| | | 株主資本 | △ 140,740 |
| | | 資本金 | 49,000 |
| | | 資本剰余金 | 82,438 |
| | | 資本準備金 | 5,000 |
| | | その他資本剰余金 | 77,438 |
| | | 利益剰余金 | △ 272,178 |
| | | 利益準備金 | 269 |
| | | その他利益剰余金 | △ 272,448 |
| | | （うち当期純利益） | (41,915) |
| 資産合計 | 1,545,831 | 負債・純資産合計 | 1,545,831 |

## 合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　下野新聞
掲載の日付　令和七年九月二十五日
掲載頁　七頁

（乙）左記のとおりです。

令和七年十月九日

栃木県さくら市卯の里一丁目一二番九号
（甲）荒牧空調工業株式会社
代表取締役　荒牧加羊子

栃木県さくら市氏家二四三七番地
（乙）株式会社エイケーケー
代表取締役　荒牧加羊子

## 第34期決算公告

令和７年10月９日
栃木県さくら市氏家2437番地
**株式会社エイケーケー**
代表取締役　荒牧加羊子

**貸借対照表の要旨**（令和６年９月30日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 58,036 |
| | 固定資産 | 100 |
| | 合計 | 58,136 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 5,834 |
| | 固定負債 | 0 |
| | 株主資本 | 52,302 |
| | 資本金 | 10,000 |
| | 利益剰余金 | 42,302 |
| | 利益準備金 | 2,500 |
| | その他利益剰余金 | 39,802 |
| | （うち当期純損失） | (9,010) |
| | 合計 | 58,136 |

## 第 55 期 決 算 公 告

令和７年 10 月９日
大阪府豊中市新千里東町一丁目３番228号
**株式会社たかはし**
代表取締役　澤瀬　　宏

**貸借対照表の要旨**（令和７年７月31日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 128,284 |
| | 固定資産 | 21,658 |
| | 合計 | 149,943 |
| 負純資産及び部 | 流動負債 | 129,002 |
| | 固定負債 | 7,024 |
| | 株主資本 | 13,917 |
| | 資本金 | 30,000 |
| | 利益剰余金 | △16,082 |
| | 利益準備金 | 6,000 |
| | その他利益剰余金 | △22,082 |
| | （うち当期純損失） | (10,704) |
| | 合計 | 149,943 |

**合併公告**

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 確定した最終事業年度はありません。

(乙) 左記のとおりです。

令和七年十月九日
京都市中京区両替町通姉小路下る柿本町四一二番地　代表取締役　細尾　真孝　(甲) 株式会社細尾
大阪府豊中市新千里東町一丁目三番二八号　代表取締役　澤瀬　宏　(乙) 株式会社たかはし

## 第 49 期決算公告

令和７年８月８日
長野県松本市高宮東１―28
**株式会社アステップ信州**
代表取締役会長　池田　良之

**貸借対照表の要旨**（令和７年６月30日現在）

| 科目 | | 金額(百万円) |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 3,117 |
| | 固定資産 | 8,473 |
| | 合計 | 11,590 |
| 負純資産及び部 | 流動負債 | 1,119 |
| | 固定負債 | 8,011 |
| | 株主資本 | 2,460 |
| | 資本金 | 40 |
| | 利益剰余金 | 2,423 |
| | 利益準備金 | 10 |
| | その他利益剰余金 | 2,413 |
| | （うち当期純利益） | (353) |
| | 自己株式 | △3 |
| | 合計 | 11,590 |

## 決算公告

令和７年10月９日
静岡県藤枝市青葉町四丁目７番７号
**株式会社グランツインベストメント**
代表取締役　飯塚　正巳

**貸借対照表の要旨**（令和７年２月28日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 32,279 |
| | 固定資産 | 182,027 |
| | 資産合計 | 214,307 |
| 負純資産及び部 | 流動負債 | 705 |
| | 固定負債 | 178,355 |
| | 株主資本 | 35,247 |
| | 資本金 | 20,000 |
| | 資本剰余金 | 10,000 |
| | 資本準備金 | 10,000 |
| | 利益剰余金 | 5,247 |
| | その他利益剰余金 | 5,247 |
| | （うち当期純利益） | (3,312) |
| | 負債・純資産合計 | 214,307 |

## 決算公告

令和７年10月９日
静岡県藤枝市青葉町四丁目７番７号
**株式会社ユニヴェールアセット**
代表取締役　飯塚　正巳

**貸借対照表の要旨**（令和６年11月30日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 58,632 |
| | 固定資産 | 702,775 |
| | 資産合計 | 761,408 |
| 負純資産及び部 | 流動負債 | 7,639 |
| | 固定負債 | 573,481 |
| | 株主資本 | 180,287 |
| | 資本金 | 30,000 |
| | 資本剰余金 | 20,000 |
| | 資本準備金 | 20,000 |
| | 利益剰余金 | 130,287 |
| | その他利益剰余金 | 130,287 |
| | （うち当期純利益） | (17,306) |
| | 純資産の部合計 | 761,408 |

**合併公告**

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。効力発生日は令和七年十二月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年九月二十日に終了しております。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月九日
静岡県藤枝市青葉町四丁目七番七号　(甲) 株式会社ユニヴェールアセット　代表取締役　飯塚　正巳
静岡県藤枝市青葉町四丁目七番七号　(乙) 株式会社グランツインベストメント　代表取締役　飯塚　正巳

## 決　算　公　告

令和７年 10 月９日
埼玉県熊谷市久保島1125番地
**株式会社清水Ｒ**
代表取締役　清水喜美江

**貸借対照表の要旨**
（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

| 科目 | | 金額 |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 1,656,619 |
| | 合計 | 1,656,619 |
| 負純資産及び部 | 流動負債 | 1,642,703 |
| | 株主資本 | 13,915 |
| | 資本金 | 12,825 |
| | 利益剰余金 | 1,090 |
| | その他利益剰余金 | 1,090 |
| | （うち当期純利益） | (463) |
| | 合計 | 1,656,619 |

## 決　算　公　告

令和７年 10 月９日
埼玉県熊谷市久保島1125番地
**有限会社パインウッドゴルフガーデン**
代表取締役　清水喜美江

**貸借対照表の要旨**
（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

| 科目 | | 金額 |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 3,597 |
| | 固定資産 | 299,243 |
| | 合計 | 302,840 |
| 負純資産及び部 | 流動負債 | 283,583 |
| | 固定負債 | 87,247 |
| | 株主資本 | △67,990 |
| | 資本金 | 8,000 |
| | 利益剰余金 | △75,990 |
| | その他利益剰余金 | △75,990 |
| | （うち当期純損失） | (18,806) |
| | 合計 | 302,840 |

**合併公告**

左記会社は甲の商号を株式会社とする商号変更を条件に合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月九日
埼玉県熊谷市久保島一一二五番地　(甲) 有限会社パインウッドゴルフガーデン　代表取締役　清水喜美江
埼玉県熊谷市久保島一一二五番地　(乙) 株式会社清水Ｒ　代表取締役　清水喜美江

## 決　算　公　告

令和７年 10 月９日
神奈川県小田原市成田12番地の20
**株式会社華団**
代表取締役　㐂岡　　瞬

**貸借対照表の要旨**（令和７年７月31日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 94 |
| | 固定資産 | 297 |
| | 合計 | 392 |
| 負純資産及び部 | 流動負債 | 70 |
| | 固定負債 | 15,231 |
| | 株主資本 | △14,908 |
| | 資本金 | 1,000 |
| | 利益剰余金 | △15,908 |
| | その他利益剰余金 | △15,908 |
| | （うち当期純損失） | (285) |
| | 合計 | 392 |

## 決　算　公　告

令和７年 10 月９日
神奈川県鎌倉市大船一丁目23番11号
松岡大船ビル２Ｆ
**株式会社楽笑**
代表取締役　㐂岡　　瞬

**貸借対照表の要旨**（令和６年12月31日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 88,653 |
| | 固定資産 | 30,701 |
| | 合計 | 119,355 |
| 負純資産及び部 | 流動負債 | 20,271 |
| | 固定負債 | 92,830 |
| | 株主資本 | 6,253 |
| | 資本金 | 1,000 |
| | 利益剰余金 | 5,253 |
| | その他利益剰余金 | 5,253 |
| | （うち当期純利益） | (17,730) |
| | 合計 | 119,355 |

**合併公告**

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月九日
神奈川県鎌倉市大船一丁目二三番一一号　松岡大船ビル二Ｆ　(甲) 株式会社楽笑　代表取締役　㐂岡　瞬
神奈川県小田原市成田一二番地の二〇　(乙) 株式会社華団　代表取締役　㐂岡　瞬